

平成 25 年度

下総飛行場周辺航空機騒音測定結果報告書

平成 27 年 2 月

千葉県環境生活部

はじめに

下総飛行場は、海上自衛隊下総航空基地に設置されている飛行場で、主に教育訓練のための飛行に用いられています。

飛行場の周辺地域では、航空機騒音による生活環境への影響が生じていることから、千葉県では昭和61年から固定測定局による航空機騒音の常時監視を開始するとともに、平成3年11月には、飛行場周辺で航空機騒音の影響を強く受ける地域を、環境基準の適用地域に指定しました。

また、環境基準の達成状況を把握するため、県では固定測定局による常時監視に加え、周辺市と連携して騒音実態調査を実施しています。

これまでの調査の結果、飛行場周辺の一部地域において航空機騒音に係る環境基準が達成されていないことから、県では、適宜、防衛省等関係機関に対し、環境基準の早期達成について要請しているところです。

さて、平成25年度から、新たな航空機騒音の環境基準の指標として「時間帯補正等価騒音レベル（ L_{den} ）」が導入されました。

これまでの「加重等価平均感覚騒音レベル（W E C P N L）」では、航空機の騒音最大値と発生回数から算出した数値により評価を行ってきましたが、新たな指標では、航空機の騒音最大値の他、継続時間も考慮した騒音の総量（総暴露量）を測定することとなり、より正確な評価が期待されます。

本報告書は、固定測定局における平成25年度の常時監視結果及び平成25年10月から11月にかけて2週間にわたり実施した実態調査結果をとりまとめたものです。

本報告書が今後の航空機騒音対策に役立てば幸いに存じます。

平成27年2月

千葉県環境生活部大気保全課長 高橋 良彦

目 次

第1 航空機騒音測定について

1	測定目的	1
2	測定体制及び方法	1
(1)	実態調査	1
(2)	固定測定局による常時監視	2
(3)	固定測定局測定結果による年間測定値の推計処理	2
3	測定結果及びその評価	6
(1)	測定結果一覧	6
(2)	環境基準達成状況	6
(3)	実態調査期間中の気象	7
(4)	実態調査結果	8
ア	騒音発生回数	8
イ	航空機騒音の最大騒音レベル	10
ウ	時間帶補正等価騒音レベル L_{den}	14
(5)	年間 L_{den} の推計	16
ア	固定測定局における測定結果	16
イ	実態調査地点における年間 L_{den} の推計	16
(6)	地点別調査結果	18
4	測定結果の経年変化	21
(1)	WECPNLの算出と旧環境基準による評価	21
(2)	WECPNLの経年変化	23
(3)	飛行回数等の推移	23

第2 資料

1	暗騒音調査結果	27
2	地点別調査結果総括表	28
3	固定測定局における年間測定結果	41
4	関係市による航空機騒音測定結果	42

第3 参考資料

1	下総飛行場の概要	43
2	経緯	44
3	関係告示及び通知（航空機騒音に係る環境基準）	46
(1)	航空機騒音に係る環境基準について (新環境基準：平成25年度から適用)	46
(2)	航空機騒音に係る環境基準の一部改正について (環境省局長通知)	49
(3)	航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定 (千葉県告示)	52

(4) 航空機騒音に係る環境基準について (旧環境基準：平成24年度まで適用)	55
(5) 航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に 係る法定受託事務の処理基準について (環境庁局長通知)	58
(6) 航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に 係る法定受託事務の処理基準の改正について (環境省局長通知)	60
(7) 航空機騒音に係る環境基準について (環境庁局長通知)	62
4 特殊飛行場周辺における航空機騒音の判定手法	64
5 防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律に基づく騒音区域図	67
6 用語の説明	70
7 主な航空機種	72

第1 航空機騒音測定について

1 測定目的

この測定は、下総飛行場周辺における航空機騒音の分布状況等の実態を把握するとともに、航空機騒音に係る環境基準の達成状況を確認することを目的に実施した。

2 測定体制及び方法

(1) 実態調査

ア 実施機関

千葉県、船橋市、松戸市

イ 測定期間

平成25年10月24日（木）～11月6日（水）

ウ 測定地点

測定地点を表1及び図1に示す。

測定地点には移動式航空機騒音自動監視装置を設置し、「実態調査地点」とした。

エ 測定方法及び使用機器

「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第154号）に準拠して、騒音を測定し評価した。騒音計の周波数補正回路はA特性、時間重み特性は遅い時間重み特性(SLOW)とした。

暗騒音を考慮した航空機騒音レベル及び継続時間(表2参照)の閾値を定め、これを超えた騒音の最大騒音レベル、最大騒音レベルを記録した時刻、継続時間及び単発騒音暴露レベルなどを内蔵記録装置に記録した。また、直前の暗騒音、航空機識別データ（高度データ及び航空機ID）も記録した。

使用測定機器を表2に示す。

(ア) マイクロホンは全天候防風スクリーンを装着し、障害物との距離を十分とった位置に設置した。

(イ) ピストンホンによる校正を機器設営及び撤収時に各1回実施した。

(ウ) 各調査地点において、機器設営日及び撤収日について、暗騒音を測定し参考資料とした。（資料1 暗騒音調査結果参照）

オ 集計及びデータ処理の方法

各測定実施機関が、調査終了後データを回収し、出力波形、航空機騒音識別データ及び実音聴取により照合して、下総飛行場に離着陸又は通過する航空機騒音を抽出した。

(2) 固定測定局による常時監視

ア 実施機関

千葉県

イ 測定期間

平成25年4月1日～平成26年3月31日

ウ 測定地点

測定地点は**表3**及び**図1**に示す。

県では、飛行場の南北に1箇所ずつ固定測定局を設置し、航空機騒音の通常常時監視を実施している。

エ 測定方法及び使用機器

使用機器は**表4**に示す。

オ 集計及びデータ処理の方法

前日の測定データを電話回線により回収し、出力波形から下総飛行場に離着陸又は通過する航空機騒音を照合している。

実態調査と同一期間のデータを抽出し、年間値と比較を行うことにより、年間推計値を算出するための資料とした。

(3) 固定測定局測定結果による年間測定値の推計処理

実態調査では、下総飛行場周辺の10地点（北側5地点、南側5地点）において、調査期間中の飛行場に離着陸する航空機の騒音を測定している。

実態調査地点の環境基準の達成状況を確認するため、固定測定局における実態調査期間中の測定結果と年間測定結果とを比較し、その関係と実態調査地点における調査期間中の測定結果から、年間の騒音推計値を算出した。

表1 実態調査地点

区分	No.	調査地点名	所在地	滑走路 中心からの 距離	滑走路 延長線からの 距離	環境 基準 類型
南側	1	鎌ヶ谷市福太郎スタジアム	初富860-3	南方向 1.9km	0km	I
	2	" 鎌ヶ谷小学校	中央2-1-1	" 2.9km	西方向 0.9km	I
	3	白井市富士地区消防小屋	富士37	" 3.1km	東方向 1.0km	I
	4	鎌ヶ谷市わたなべ幼稚園	東初富5-25	" 3.9km	西方向 0.3km	I
	5	船橋市咲が丘小学校	咲が丘1-22-1	" 4.2km	東方向 0.5km	I
北側	6	柏市沼南公民館	大島田440-1	北方向 4.6km	西方向 0.4km	I
	7	" 沼南老人福祉センター	塚崎1356	" 3.5km	" 0.4km	I
	8	" 塚崎運動場	塚崎1454	" 3.0km	" 1.0km	I
	9	" 藤ヶ谷新田区民館 (旧・宮後青年館)	藤ヶ谷新田4	" 2.5km	東方向 0.6km	I
	10	松戸市松戸市クリーンセンター	高柳新田37	" 0.6km	西方向 2.4km	—

表2 実態調査の使用機器及び設定一覧

区分	No.	調査地点名	航空機騒音 自動監視装置	騒音計	閾値 継続時間	測定実施 機関
南側	1	福太郎スタジアム	DL-100/PT	(株)小野測器製 LA-1440	$L_{90}+10\text{dB}$ 5秒	千葉県
	2	鎌ヶ谷小学校	DL-100/PT	(株)小野測器製 LA-1440	$L_{90}+10\text{dB}$ 8秒	千葉県
	3	富士地区消防小屋	DL-100/LE	(株)小野測器製 LA-4440	$L_{90}+10\text{dB}$ 8秒	千葉県
	4	わたなべ幼稚園	DL-100/PT	(株)小野測器製 LA-1440	$L_{90}+10\text{dB}$ 8秒	千葉県
	5	咲が丘小学校	DL-100/LE	(株)小野測器製 LA-4440	$L_{90}+8\text{dB}$ 8秒	船橋市
北側	6	沼南公民館	DL-100/LE	(株)小野測器製 LA-4440	$L_{90}+8\text{dB}$ 8秒	千葉県
	7	沼南老人福祉センター	DL-100/PT	(株)小野測器製 LA-1440	$L_{90}+8\text{dB}$ 8秒	千葉県
	8	塚崎運動場	DL-100/PT	(株)小野測器製 LA-1440	$L_{90}+7\text{dB}$ 8秒	千葉県
	9	藤ヶ谷新田区民館 (旧・宮後青年館)	DL-100/LE	(株)小野測器製 LA-4440	$L_{90}+10\text{dB}$ 8秒	千葉県
	10	松戸市クリーンセンター	DL-100/PT	(株)小野測器製 LA-1440	60dB 5秒	松戸市

※ 航空機騒音自動監視装置(DL-100/PT, DL-100/LE)は、いずれも日東紡音響工
ンジニアリング株製。

閾値の単位は、A特性、動特性Sにより算出されたdBとなる。

表3 固定測定局地点

区分	No.	調査地点名	所在地	滑走路 中心からの 距離	滑走路 延長線からの 距離	環境 基準 類型
南側	11	鎌ヶ谷市 初富局 (初富小学校)	東初富1-20-1	南方向 3.0km	西方向 0.2km	I
北側	12	柏市 高柳局 (旧風早南部小学校敷地)	高柳780	北方向 2.1km	0km	I

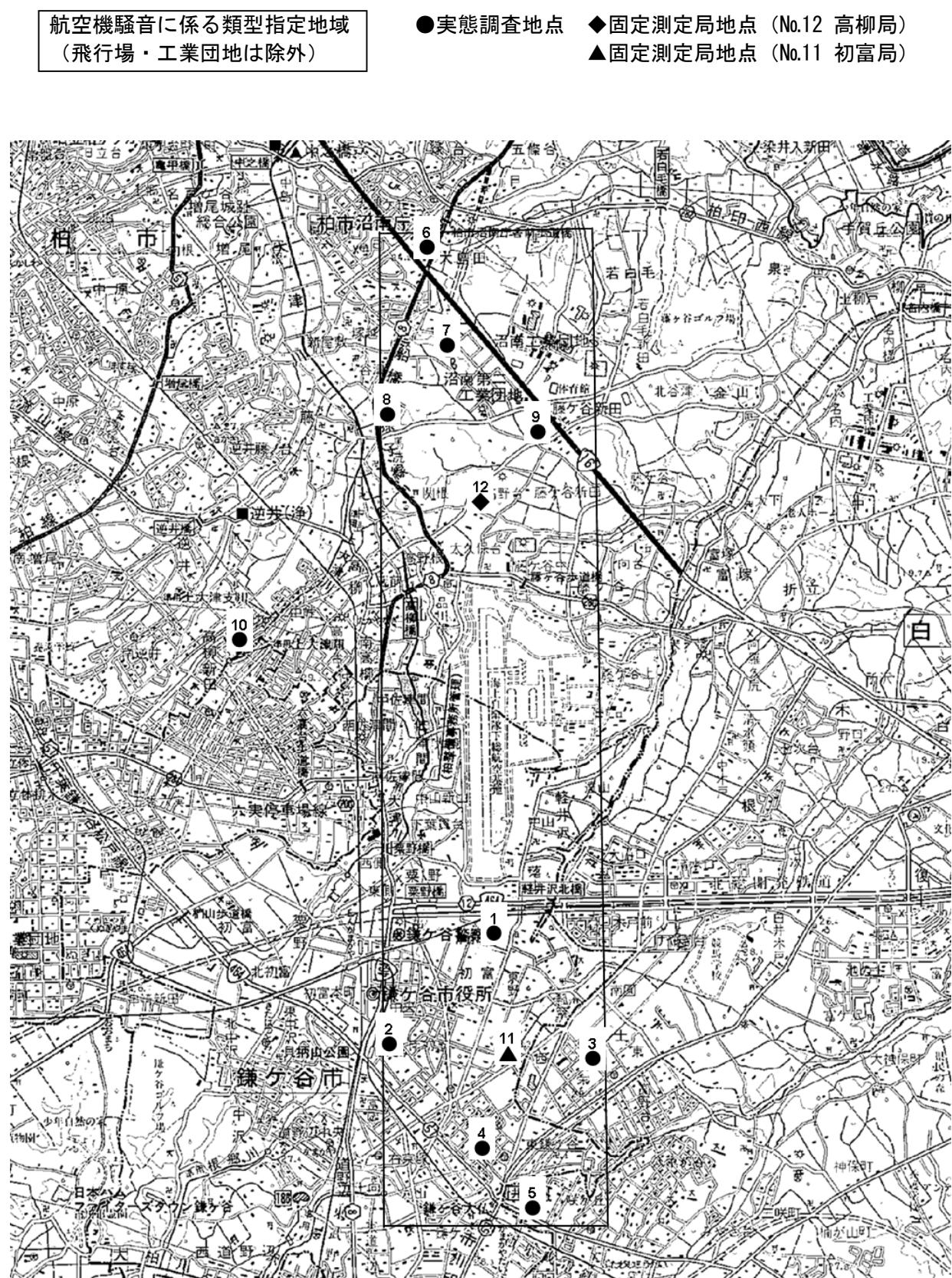
表4 固定測定局の使用機器及び設定一覧

区分	No.	調査地点名	航空機騒音 自動監視装置	騒音計	閾値 継続時間	測定実施 機関
南側	11	初富局 (初富小学校)	DL-90/R	(株)小野測器製 LA-1440	68dB 3秒	千葉県
北側	12	高柳局 (旧風早南部小学校敷地)	DL-90/R	(株)小野測器製 LA-1440	67dB 3秒	千葉県

※ 航空機騒音自動監視装置(DL-90/R)は、日東紡音響エンジニアリング(株)製。

閾値の単位は、A特性、動特性Sにより算出されたdBとなる。

図1 調査地点配置図



3 測定結果及びその評価

(1) 測定結果一覧

平成25年度の測定結果は、表5のとおりである。

表5 下総飛行場周辺航空機騒音測定結果（平成25年度）

区分	No.	調査地点名	騒音発生回数(回/日)			1機ごとの騒音ピークレベルの最大値(dB)	L_{den}			年間 L_{den} 推計値	環境基準($\leq 57dB$)の達成状況注2	(参考)24年度調査期間	(参考)24年度年間 L_{den} 推計値
			最小	最大	平均値		最注1	小注1	最大	2週間値			
飛行場南側	1	福太郎スタジアム ^{注4}	0	51	17	94	47.2	62.4	55.9	55	○	56.6	59
	2	鎌ヶ谷小学校	0	44	15	76	38.5	43.2	38.5	38	○	34.6	37
	3	富士地区消防小屋	0	46	14	81	24.3	44.9	38.5	38	○	32.3	35
	4	わたなべ幼稚園	0	54	20	92	29.3	56.5	51.1	51	○	48.8	51
	5	咲が丘小学校	0	52	18	83	26.3	51.4	44.6	44	○	— ^{注5}	— ^{注5}
飛行場北側	6	沼南公民館	0	52	21	85	25.4	51.2	46.3	46	○	45.3	48
	7	沼南老人福祉センター	0	51	19	87	43.6	54.9	50.0	50	○	48.0	50
	8	塙崎運動場	0	48	18	81	34.8	47.2	42.2	42	○	43.1	45
	9	藤ヶ谷新田区民館(旧・宮後青年館)	0	50	19	80	38.2	51.3	46.2	46	○	45.1	47
	10	松戸市クリーンセンター	0	46	8	79	27.7	48.2	39.8	40	—	39.5	42
固定南側局	11	初富局(初富小学校)	0	51	17	90	41.4	56.0	51.2	51 ^{注6}	○	48.5	51
固定北側局	12	高柳局(旧風早南部小学校敷地)	0	51	20	96	47.9	63.0	57.5	58 ^{注6}	×	55.3	58

(注) 1 L_{den} の最小については騒音発生回数が0の日を除く。

2 年間 L_{den} の推計は、北側測定期については高柳局の、南側測定期については初富局の相当する2週間値と年間実測値の差分を足したもの。

3 環境基準の地域類型は、指定地域外の松戸市クリーンセンターを除き全てI類型(基準は57dB)である。

4 平成24年度は福太郎スタジアムではなく福太郎アリーナ(鎌ヶ谷市民体育館:同一敷地内)で測定を行っている。

5 平成24年度の L_{den} については、咲が丘小学校の測定点では、算出していない。

6 固定測定期(No.11及び12)の「年間 L_{den} 推計値」には、年間 L_{den} 実測値を記入。

(2) 環境基準達成状況

千葉県では、環境基準の地域類型指定において主に住宅の用に供される地域をI類型地域、その他の地域をII類型地域として指定しており、各々の環境基準は表6のとおりである。

なお、平成25年4月から航空機騒音に係る環境基準の評価指標が加重等価平均感覚騒音レベル(WECPNL)から時間帯補正等価騒音レベル(L_{den})に変更となり、それに併せて環境基準値も変更となった。

環境基準の評価対象となる11地点(全てI類型指定地域内)のうち、平成25年度に環境基準を達成したのは10地点であり、達成率は91%であった。

表6 評価指標と新旧環境基準値

評価指標	I類型地域 (主に住宅の用に供される地域)	II類型地域 (その他の地域)
L_{den} (新環境基準)	57 dB	62 dB
WECPNL (旧環境基準)	70	75

(3) 実態調査期間中の気象

調査期間中の気象状況について表7及び図2に示す。

航空機の離着陸方向に影響する風向をみると、飛行場周辺にある大気環境常時監視測定局の鎌ヶ谷市初富測定局（飛行場南側）、柏市大津ヶ丘測定局（飛行場北側）ともに北寄りの風又は静穏の日が多かった。

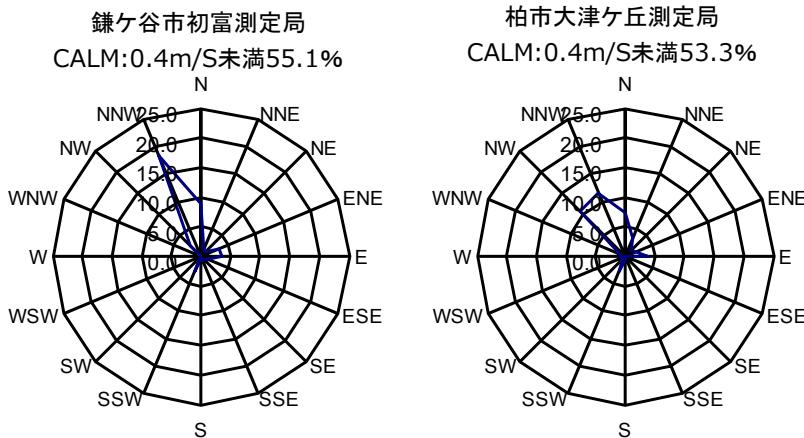
表7 実態調査期間中の気象

年月日	船橋地域気象観測所 ／銚子地方気象台		鎌ヶ谷市初富測定局 (大気環境常時監視測定局)		柏市大津ヶ丘測定局 (大気環境常時監視測定局)	
	平均気温 (°C)	天気概況 (6~18時)	主 風 向	平均風速 (m/sec)	主 風 向	平均風速 (m/sec)
H25. 10. 24	15. 3	曇一時雨	北北西	0. 6	北北西	0. 9
H25. 10. 25	18. 9	曇時々雨	静穏	0. 3	静穏	0. 7
H25. 10. 26	14. 1	雨後一時曇、 大風を伴う	北北西	0. 5	静穏	0. 8
H25. 10. 27	15. 6	快晴	静穏	0. 6	北西	1. 6
H25. 10. 28	14. 4	晴	静穏	0. 3	静穏	0. 3
H25. 10. 29	13. 2	曇時々雨	静穏	0. 2	静穏	0. 6
H25. 10. 30	16. 8	曇時々晴	静穏	0. 2	静穏	0. 5
H25. 10. 31	15. 7	晴後一時曇	静穏	0. 2	静穏	0. 2
H25. 11. 1	15. 2	晴後薄曇	静穏	0. 3	静穏	0. 6
H25. 11. 2	14. 2	曇後雨	静穏	0. 2	静穏	0. 4
H25. 11. 3	16. 6	曇	静穏	0. 1	静穏	0. 3
H25. 11. 4	15. 1	雨時々曇	静穏	0. 3	静穏	0. 5
H25. 11. 5	12. 8	晴	静穏	0. 2	静穏	0. 3
H25. 11. 6	14. 2	晴後一時曇	静穏	0. 3	静穏	0. 9

船橋地域気象観測所の平均気温、銚子地方気象台の天気概況

(出典：気象統計情報／気象庁ホームページ)

図2 実態調査期間中の風配図



(4) 実態調査結果

ア 騒音発生回数

(ア) 実態調査期間中の騒音発生回数

各地点における実態調査期間中の騒音発生回数の状況を表8に示す。

騒音発生回数は、各地点とも日によって変動が大きく、最大で一日 54 回確認され、全く航空機騒音が確認されない日もあった。各測定地点での日平均騒音発生回数は 8~21 回/日である。

表8 騒音発生回数

単位:回/日

区分	No.	調査地点名	調査期間中の日騒音回数													合計	最大	日平均	
			10/24 (木)	10/25 (金)	10/26 (土)	10/27 (日)	10/28 (月)	10/29 (火)	10/30 (水)	10/31 (木)	11/1 (金)	11/2 (土)	11/3 (日)	11/4 (月)	11/5 (火)				
飛行場南側	1	福太郎スタジアム	0	0	0	3	32	0	45	51	44	0	0	0	22	46	243	51	17
	2	鎌ヶ谷小学校	0	0	0	1	30	0	33	44	33	0	0	0	22	40	203	44	15
	3	富士地区消防小屋	1	0	0	1	16	0	42	45	34	0	0	0	13	46	198	46	14
	4	わたなべ幼稚園	0	欠測	0	3	32	2	50	54	44	0	0	2	24	48	259	54	20
	5	咲が丘小学校	0	0	0	3	32	2	48	52	44	0	0	0	23	45	249	52	18
飛行場北側	6	沼南公民館	6	6	0	9	35	2	52	50	47	1	0	0	40	50	298	52	21
	7	沼南老人福祉センター	5	5	0	7	29	2	48	51	45	0	0	0	28	51	271	51	19
	8	塙崎運動場	5	6	0	1	21	2	46	46	48	0	0	0	40	43	258	48	18
	9	藤ヶ谷新田区民館(旧・宮後青年館)	5	6	0	6	32	2	48	50	46	0	0	0	28	49	272	50	19
	10	松戸市クリーンセンター	0	0	0	1	30	0	2	5	46	0	0	0	20	1	105	46	8
固定南側局	11	初富局(初富小学校)	0	0	0	3	31	0	44	51	43	0	0	0	21	47	240	51	17
固定北側局	12	高柳局(旧風早南部小学校敷地)	6	6	0	6	32	2	48	50	46	0	0	0	26	51	273	51	20

(イ) 時間帯別騒音発生回数

各地点における騒音発生回数を時間帯別に見ると表9のとおりであった。

全地点とも7時～19時の昼間の時間帯に集中し（全体の99.3%）、騒音の評価値に大きく影響する早朝（0時から7時まで）及び深夜（22時から24時まで）における騒音発生はそれぞれ0.2%であった。

表9 時間帯別騒音発生回数

単位：回／2週間

区分	No.	調査地点名	時間帯別騒音発生回数				合計
			0～7時	7～19時	19～22時	22～24時	
飛行場南側	1	福太郎スタジアム	0	243	0	0	243
	2	鎌ヶ谷小学校	0	202	0	1	203
	3	富士地区消防小屋	0	198	0	0	198
	4	わたなべ幼稚園	0	259	0	0	259
	5	咲が丘小学校	0	249	0	0	249
飛行場北側	6	沼南公民館	1	294	2	1	298
	7	沼南老人福祉センター	1	267	2	1	271
	8	塚崎運動場	1	254	2	1	258
	9	藤ヶ谷新田区民館 (旧・宮後青年館)	1	268	2	1	272
	10	松戸市クリーンセンター	0	105	0	0	105
固定局 南側	11	初富局 (初富小学校)	0	240	0	0	240
固定局 北側	12	高柳局 (旧風早南部小学校敷地)	1	269	2	1	273
計			5	2848	10	6	2869
全体の割合(%)			(0.2)	(99.3)	(0.3)	(0.2)	(100.0)

(注) 時間帯の区分は、WECPNLの算出に使われている時間区分とした。

イ 航空機騒音の最大騒音レベル

(ア) 最大騒音レベルのパワー平均値等

各地点における1機ごとの最大騒音レベルの範囲と、1日ごと及び2週間のパワー平均値を表10に示す。

各地点での1機ごとの最大騒音レベルの最小値は46～71dBの範囲に、最大値は76～96dBの範囲にあった。なお、期間中の最大値は、地点No.12高柳局の96dBであった。

1日ごとのパワー平均値は各地点とも概して変動が大きく、これは飛行コース、機種、騒音発生回数等が一定でないことによるものと考えられる。

2週間のパワー平均は、66.5～89.2dBの範囲にあり、飛行コース北側直下のNo.12高柳局で最大値を示した。

表10 最大騒音レベルのパワー平均値等

単位: dB

区分	No.	調査地点名	1機毎の騒音ビーグルレベル(dB)		調査期間中の日間騒音ビーグルレベルパワー平均											2週間平均値			
			最小	最大	10/24 (木)	10/25 (金)	10/26 (土)	10/27 (日)	10/28 (月)	10/29 (火)	10/30 (水)	10/31 (木)	11/1 (金)	11/2 (土)	11/3 (日)	11/4 (月)	11/5 (火)	11/6 (水)	
飛行場南側	1	福太郎スタジアム	67	94	—	—	—	87.7	91.3	—	84.4	85.9	91.6	—	—	—	90.6	82.6	88.6
	2	鎌ヶ谷小学校	58	76	—	—	—	68.2	65.7	—	66.8	66.6	65.1	—	—	—	66.8	67.3	66.5
	3	富士地区消防小屋	51	81	73.0	—	—	64.8	61.7	—	68.6	67.8	63.8	—	—	—	63.4	68.2	67.2
	4	わたなべ幼稚園	55	92	—	欠測	—	79.7	84.2	82.8	79.2	78.3	83.4	—	—	66.0	83.1	80.1	81.4
	5	咲が丘小学校	46	83	—	—	—	62.0	70.6	67.4	73.8	75.8	69.9	—	—	—	71.3	75.4	73.7
飛行場北側	6	沼南公民館	57	85	77.9	78.6	—	72.0	74.5	81.2	72.9	72.0	76.6	67.3	—	—	73.9	72.8	74.3
	7	沼南老人福祉センター	62	87	80.1	82.1	—	73.2	79.6	83.1	79.0	78.8	79.0	—	—	—	78.1	78.2	78.9
	8	塙崎運動場	58	81	70.9	71.7	—	66.8	73.9	72.1	68.3	66.9	69.9	—	—	—	68.8	66.8	69.3
	9	藤ヶ谷新田区民館(旧・宮後青年館)	65	80	73.9	73.2	—	74.0	74.3	75.9	73.7	74.2	74.2	—	—	—	73.7	73.0	73.9
	10	松戸市クリーンセンター	69	79	—	—	—	71.3	70.8	—	68.0	70.5	72.5	—	—	—	71.9	68.5	71.8
南田本部	11	初富局(初富小学校)	70	90	—	—	—	80.9	82.5	—	80.0	81.2	82.5	—	—	—	82.6	79.7	81.4
北田本部	12	高柳局(旧風早南部小学校敷地)	71	96	88.6	91.6	—	80.9	86.8	92.6	90.4	90.4	85.4	—	—	—	86.7	90.6	89.2

(注) 1 騒音発生回数が0の日は“—”印とした。

2 各地点の最小(0の日を除く)は斜体、最大は太字下線で記す。

3 2週間平均値は全データをパワー平均したものである。

4 わたなべ幼稚園の10/25は測定機器故障による欠測(測定期間に含めない)

(イ) 最大騒音レベルの階級別発生回数

各地点における最大騒音レベルの階級別発生回数を表11及び図3に示す。

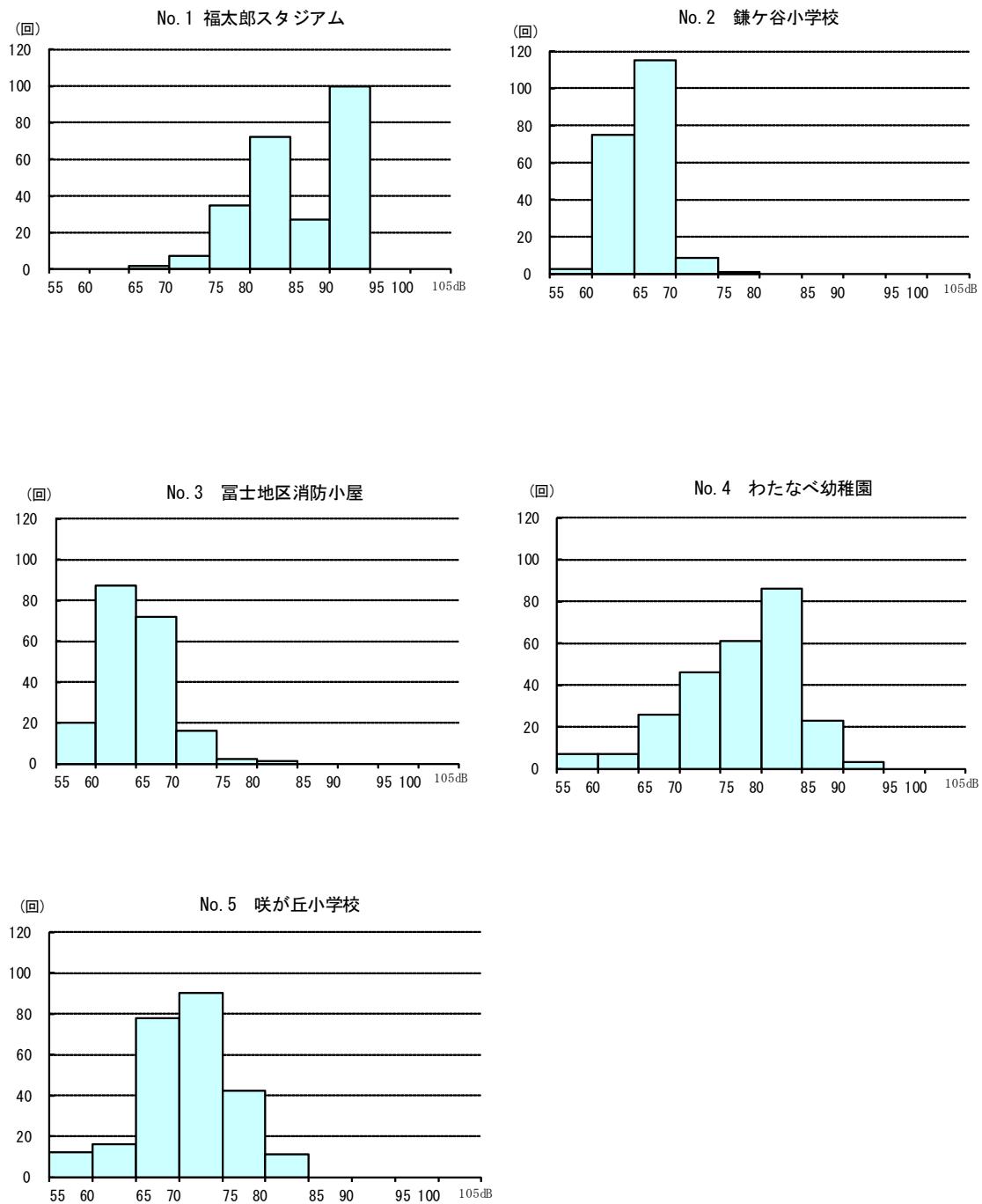
滑走路延長線上の飛行コース直下の測定局（福太郎スタジアム、わたなべ幼稚園、初富局、高柳局）では、80dBを超える最大騒音レベルが多く、特にNo.12高柳局（滑走路北端から約0.8km）では調査期間最大値96dBの騒音が観測された。滑走路延長線から遠ざかるにつれて最大騒音レベルは低くなり、60～80dBの最大騒音レベルが多くなった。

表11 最大騒音レベルの階級別発生回数

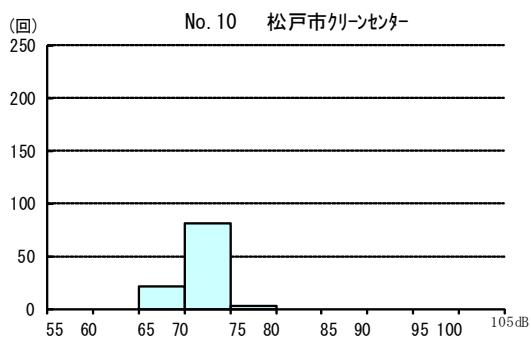
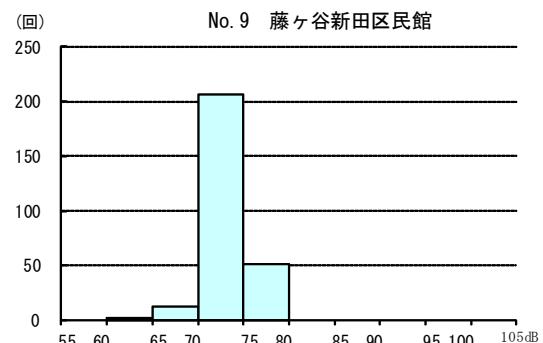
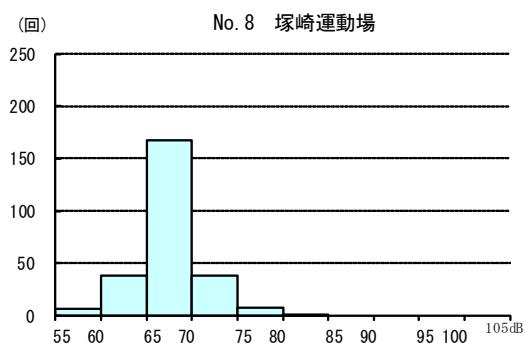
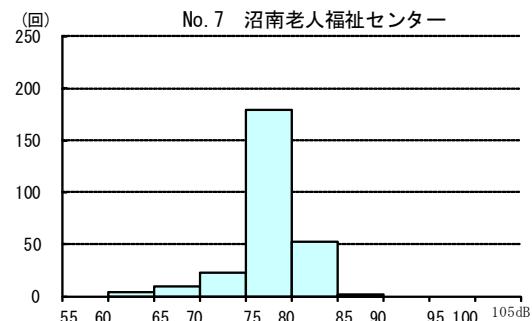
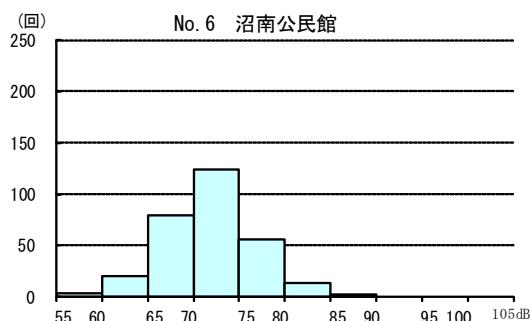
区分	No.	調査地点名	最大騒音レベルの階級別発生回数(回/2週間)										合計
			~60dB	60～65dB	65～70dB	70～75dB	75～80dB	80～85dB	85～90dB	90～95dB	95～100dB	100dB～	
飛行場南側	1	福太郎スタジアム	0	0	2	7	35	72	27	100	0	0	243
	2	鎌ヶ谷小学校	3	75	115	9	1	0	0	0	0	0	203
	3	富士地区消防小屋	20	87	72	16	2	1	0	0	0	0	198
	4	わたなべ幼稚園	7	7	26	46	61	86	23	3	0	0	259
	5	咲が丘小学校	12	16	78	90	42	11	0	0	0	0	249
飛行場北側	6	沼南公民館	4	20	79	124	56	14	1	0	0	0	298
	7	沼南老人福祉センター	0	4	10	23	179	53	2	0	0	0	271
	8	塚崎運動場	6	38	167	38	8	1	0	0	0	0	258
	9	藤ヶ谷新田区民館 (旧・宮後青年館)	0	2	13	206	51	0	0	0	0	0	272
	10	松戸市クリーンセンター	0	0	21	81	3	0	0	0	0	0	105
南固定側局	11	初富局 (初富小学校)	0	0	2	13	87	128	9	1	0	0	240
北固定側局	12	高柳局 (旧風早南部小学校敷地)	0	0	0	6	18	55	70	122	2	0	273
合計			52	249	585	659	543	421	132	226	2	0	2869
全体の割合(%)			(1.8)	(8.7)	(20.4)	(23.0)	(18.9)	(14.7)	(4.6)	(7.9)	(0.1)	(0.0)	(100.0)

図3 最大騒音レベル別の発生回数

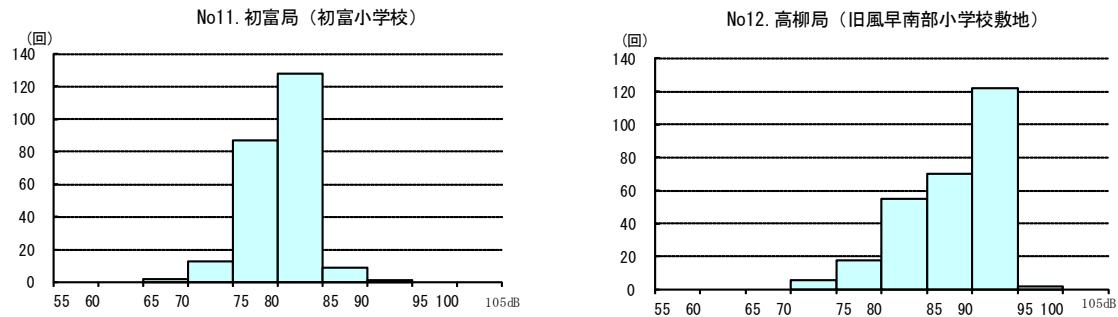
① 南側測定点



②北側測定点



③固定局



ウ 時間帯補正等価騒音レベル L_{den}

各地点の調査期間中の L_{den} を表 12 及び図 4 に示す。

日ごとの L_{den} は変動が大きく、騒音発生回数が少ない日は L_{den} も小さくなった。

各地点での調査期間 \bar{L}_{den} は、38.5～57.5dB の範囲にあり、飛行コース北側直下の高柳局で最大値を示した。

表 12 調査期間中の L_{den}

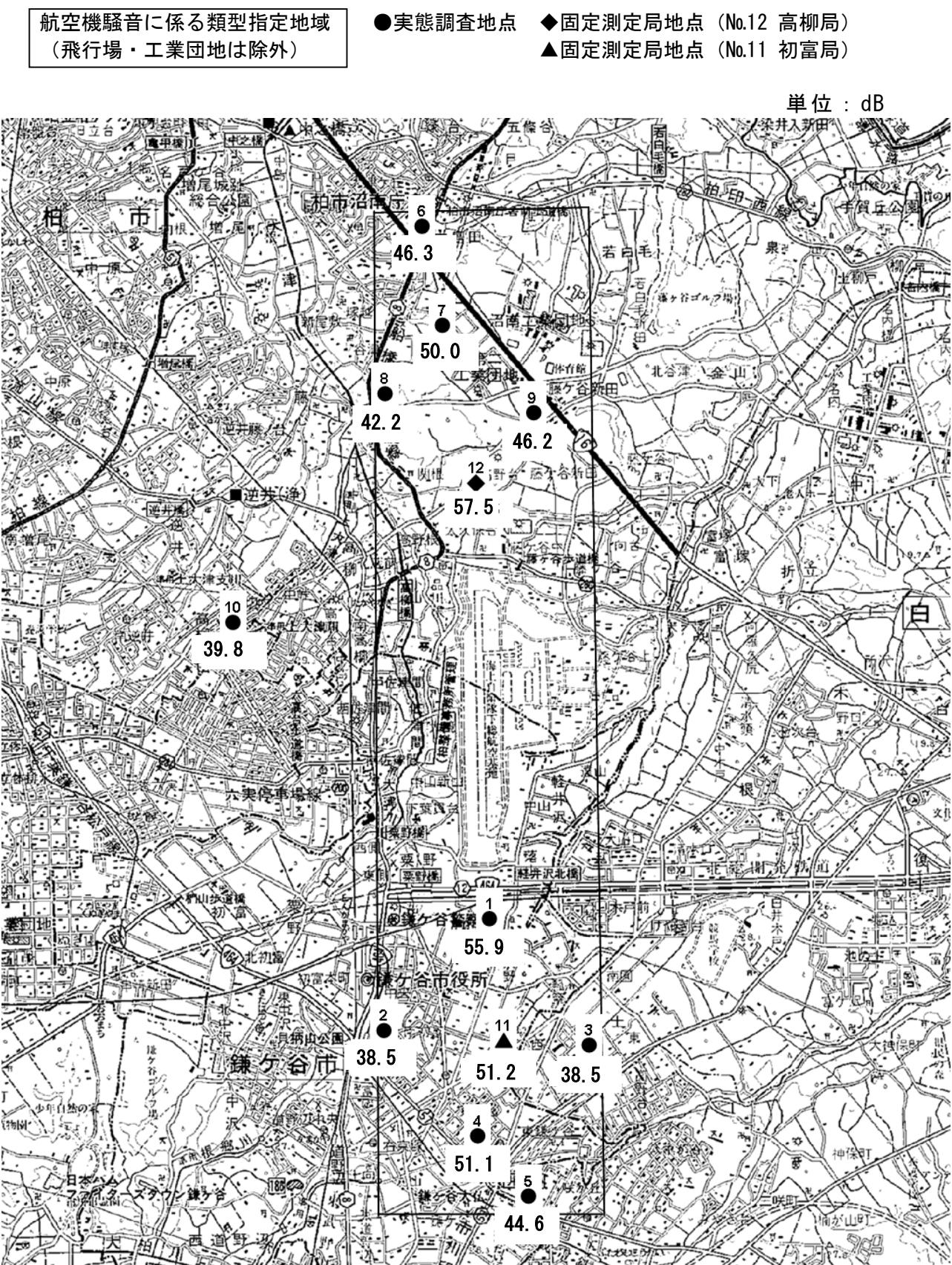
区分	No.	調査地点名	1日ごとの時間帯補正等価騒音レベル L_{den} (dB)												調査期間 \bar{L}_{den} (dB)		
			10/24 (木)	10/25 (金)	10/26 (土)	10/27 (日)	10/28 (月)	10/29 (火)	10/30 (水)	10/31 (木)	11/1 (金)	11/2 (土)	11/3 (日)	11/4 (月)	11/5 (火)	11/6 (水)	
飛行場南側	1	福太郎スタジアム	—	—	—	47.2	60.7	—	57.5	59.3	62.4	—	—	—	58.3	56.2	55.9
	2	鎌ヶ谷小学校	—	—	—	38.5	41.0	—	42.2	43.2	41.0	—	—	—	39.9	43.0	38.5
	3	富士地区消防小屋	32.3	—	—	24.3	32.0	—	44.4	44.9	38.0	—	—	—	34.7	44.6	38.5
	4	わたなべ幼稚園	—	欠測	—	41.0	55.9	27.5	52.9	53.2	56.5	—	—	29.3	53.5	53.1	51.1
	5	咲が丘小学校	—	—	—	26.3	43.4	31.3	49.5	51.4	44.5	—	—	—	43.1	50.1	44.6
飛行場北側	6	沼南公民館	42.4	44.4	—	42.9	48.4	41.9	50.8	47.1	51.2	25.4	—	—	48.7	48.3	46.3
	7	沼南老人福祉センター	44.3	46.1	—	44.1	51.9	43.6	54.9	53.6	53.7	—	—	—	51.1	53.4	50.0
	8	塙崎運動場	37.1	37.7	—	39.5	46.1	34.8	46.2	43.6	47.2	—	—	—	45.4	43.1	42.2
	9	藤ヶ谷新田区民館(旧・宮後青年館)	40.0	40.1	—	43.5	47.9	38.2	51.3	50.1	49.7	—	—	—	47.6	48.8	46.2
	10	松戸市クリーンセンター	—	—	—	30.5	45.0	—	31.4	37.5	48.2	—	—	—	44.1	27.7	39.8
南固定側局	11	初富局(初富小学校)	—	—	—	41.4	54.6	—	54.3	55.8	56.0	—	—	—	52.9	54.4	51.2
北固定側局	12	高柳局(旧風早南部小学校敷地)	51.6	54.2	—	47.9	57.5	50.7	63.0	62.4	58.3	—	—	—	56.6	62.8	57.5

(注) 1 各地点の最小(0の日は除く)は斜体、最大は太字下線で記す。

2 2週間平均値は日ごとの L_{den} をパワーアップ平均したものである(騒音発生回数が0の日も含む)。

3 わたなべ幼稚園の10/25は測定機器故障による欠測。

図4 実態調査期間中の L_{den}



(5) 年間 L_{den} の推計

ア 固定測定局における測定結果

調査期間中の固定測定局 (No. 11 初富局 : 初富小学校, No. 12 高柳局 : 旧風早南部小学校跡地) の測定結果は表 13 のとおりであった。

また、最大騒音レベルのパワー平均及び L_{den} については、調査期間中の平均値、年間平均値とともに、飛行場に近い No. 12 高柳局の方が No. 11 初富局より高い値を示した。

表 13 固定測定局測定結果

[飛行場南側] No.11 初富局(初富小学校)				[飛行場北側] No.12 高柳局(旧風早南部小学校敷地)			
測定項目 年月日	平均騒音発生回数 (回／日)	騒音ピークレベルの パワー平均(dB)	L_{den} (dB)	測定項目 年月日	平均騒音発生回数 (回／日)	騒音ピークレベルの パワー平均(dB)	L_{den} (dB)
期間平均値	17.1	81.4	51.2	期間平均値	19.5	89.2	57.5
年間平均値	13.6	81.6	50.7	年間平均値	15.9	89.9	57.6

※年間平均値：平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの平均値(騒音ピークレベル及び L_{den} についてはパワー平均値)

イ 実態調査地点における年間 L_{den} の推計

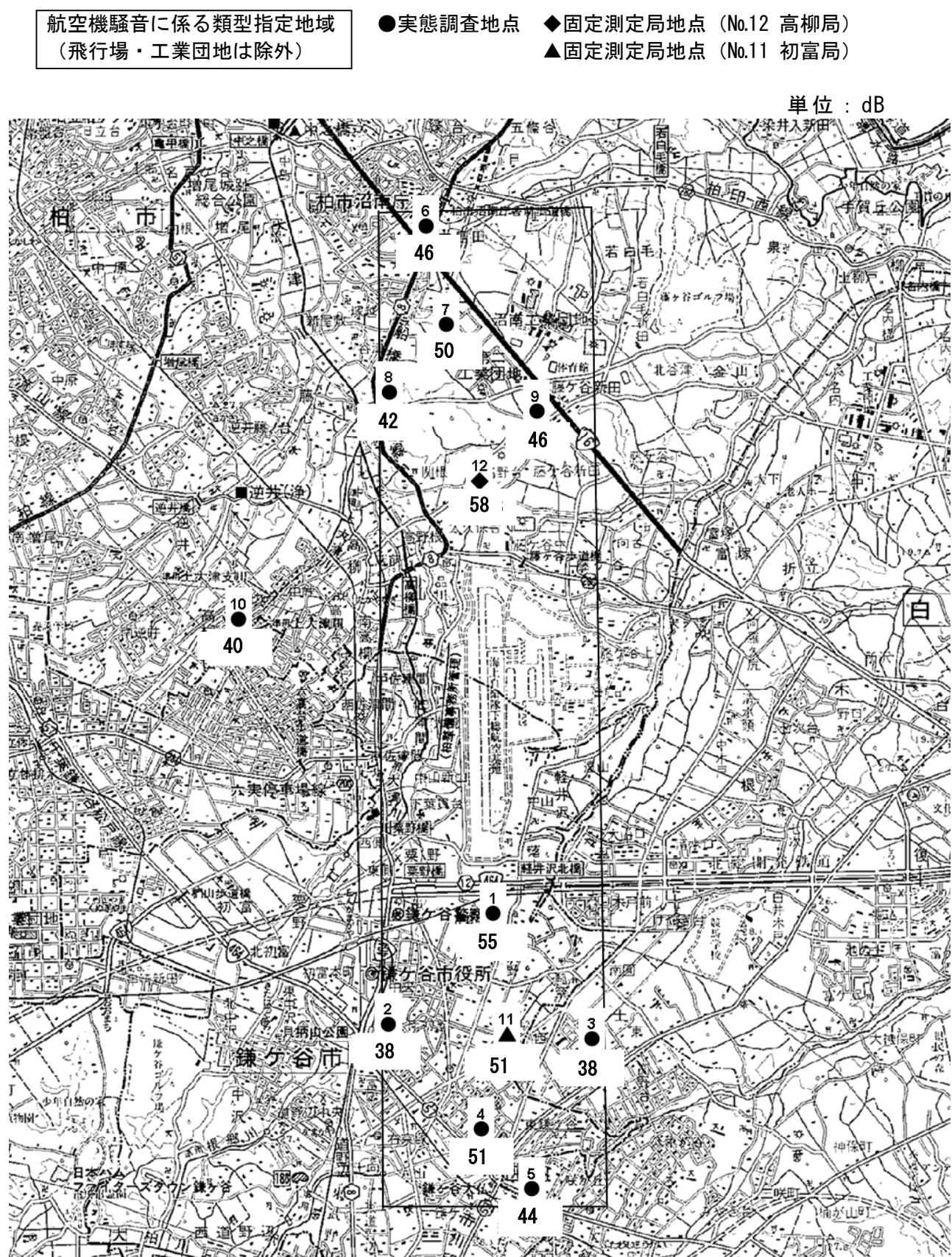
固定測定局 2 局を基準点として、期間中を含む年間の測定結果（平成 25 年度）をもとに、「航空機騒音測定・評価マニュアル」（昭和 24 年 11 月 環境省水大気環境局。詳細は参 31 ページを参照）により各地点の年間 L_{den} を推計した。

その結果は表 14 のとおりで、38～55dB の範囲にあった。

表 14 年間 L_{den} 推計値

単位: dB					
区分	No.	調査地点名	調査期間中 \bar{L}_{den}	年間 L_{den} 推計値	備考
飛行場南側	1	福太郎スタジアム	55.9	55	鎌ヶ谷市初富局の年間平均値と 期間平均値の差で補正 (50.7-51.2=-0.5dB)
	2	鎌ヶ谷小学校	38.5	38	
	3	富士地区消防小屋	38.5	38	
	4	わたなべ幼稚園	51.1	51	
	5	咲が丘小学校	44.6	44	
飛行場北側	6	沼南公民館	46.3	46	柏市高柳局の年間平均値と 期間平均値の差で補正 (57.6-57.5=+0.1dB)
	7	沼南老人福祉センター	50.0	50	
	8	塚崎運動場	42.2	42	
	9	藤ヶ谷新田区民館 (旧・宮後青年館)	46.2	46	
	10	松戸市クリーンセンター	39.8	40	

図5 環境基準の指定地域と年間 L_{den} の推計値



(6) 地点別調査結果

ア 福太郎スタジアム (No. 1)

例年は隣接する福太郎アリーナで測定を行っているが、福太郎アリーナが耐震工事により使用できず、測定を行った地点であり、旧称は鎌ヶ谷市陸上競技場である。

滑走路中心から南側約 1.9km に位置し、飛行コース直下近傍の地点であるため、航空機の離着陸時に高い騒音レベルを記録する場合が多い。

また、期間中の \overline{L}_{den} 2週間値は 55.9dB で 2番目に大きな値を記録した。

最大騒音レベルごとの発生回数の傾向が他の地点と異なり 80～85dB 及び 90～95dB の二山が出来ている。

年間の L_{den} 推計値は 55dB であり、平成 3 年度の環境基準の適用から初めて環境基準を達成した。

イ 鎌ヶ谷小学校 (No. 2)

滑走路中心から南側約 2.9km、滑走路延長線から西側に約 0.9km の地点に位置し、主として南側から着陸する航空機の旋回時に騒音の影響を受け、騒音発生回数は 203 回であった。

1 機ごとの最大騒音レベルの最大値は 76dB で、最大騒音レベルごとの発生回数は 60～70dB の範囲での発生回数が多く 94% を占めた。

調査期間の \overline{L}_{den} 2週間値は 38.5dB で最も小さな値である。また、年間の L_{den} 推計値は 38dB と調査地点中では最も小さな数値であり、環境基準も達成した。

ウ 富士地区消防小屋 (No. 3)

滑走路中心から南側約 3.1km、滑走路延長線から東側に約 1.0km の地点に位置し、主として航空機の旋回時に騒音の影響を受ける。

1 機ごとの最大騒音レベルの最大値は 81dB で、最大騒音レベルごとの発生回数は 60～70dB の範囲での発生回数が多く 80% を占めた。

調査期間の \overline{L}_{den} 2週間値は 38.5dB で最も小さく。また、年間の L_{den} 推計値は 38dB であり調査地点中で最も小さく、環境基準を達成した。

エ わたなべ幼稚園 (No. 4)

滑走路中心から南側約 3.9km、滑走路延長線から西側に 0.3 km の地点に位置する。主として南側から着陸する飛行コースのほぼ直下に位置しているため 1 機ごとの騒音レベルが高く、1 機ごとの最大騒音レベルの最大値は 92dB であった。

また、最大騒音レベルごとの発生回数は 75～85dB の範囲での発生回数が多く 57% を占めた。

調査期間の \overline{L}_{den} 2週間値は 51.1dB。また、年間の L_{den} 推計値は 51dB であり、環境基準を達成した。

オ 咲が丘小学校 (No. 5) (船橋市測定)

滑走路中心から南側約 4.2km、滑走路延長線から東側に 0.5 km の地点に位置し、測定地点中最も南側の地点である。主として南側へ離陸する航空機の旋回

時に騒音の影響を受ける。

1機ごとの最大騒音レベルの最大値は83dBで、最大騒音レベルごとの発生回数は65~75dBの範囲での発生回数が多く68%を占めた。

調査期間の \overline{L}_{den} 2週間値は44.6dB。また、年間の L_{den} 推計値は44dBであり、環境基準を達成した。

カ 沼南公民館 (No. 6)

滑走路中心から北側約4.6km、滑走路延長線から西側に約0.4kmの地点に位置し、北側への離陸機のほぼ飛行コース直下にあることから、主として航空機の離着陸時及び旋回時に騒音の影響を受ける。

調査期間中の航空機騒音発生回数は、298回で全測定局中最も多い。

1機ごとの最大騒音レベルの最大値は85dBで、最大騒音レベルごとの発生回数は65~80dBの範囲での発生回数が多く87%を占めた。

調査期間の \overline{L}_{den} 2週間値は46.3dB。また、年間の L_{den} 推計値は46dBであり、環境基準を達成した。

キ 沼南老人福祉センター(No. 7)

滑走路中心から北側約3.5km、滑走路延長線から西側に約0.4kmの地点に位置し、主として航空機の離着陸時及び小旋回時に騒音の影響を受ける。

1機ごとの最大騒音レベルの最大値は87dBで、最大騒音レベルごとの発生回数は75~85dBの範囲での発生回数が多く86%を占めた。

調査期間の \overline{L}_{den} 2週間値は50.0dB。また、年間の L_{den} 推計値は50dBであり、環境基準を達成した。

ク 塚崎運動場(No. 8)

滑走路中心から北側約3.0km、滑走路延長線から西側に約1.0kmの地点に位置し、主として航空機の離着陸時及び小旋回時に騒音の影響を受ける。

1機ごとの最大騒音レベルの最大値は81dBで、最大騒音レベルごとの発生回数は60~75dBの範囲での発生回数が多く94%を占めた。

調査期間の \overline{L}_{den} 2週間値は42.2dB。また、年間の L_{den} 推計値は42dBであり、環境基準を達成した。

ケ 藤ヶ谷新田区民館（旧・宮後青年館）(No. 9)

滑走路中心から北側約2.5km、滑走路延長線から東側に約0.6kmの地点に位置し、主として航空機の離着陸時及び旋回時に騒音の影響を受ける。

1機ごとの最大騒音レベルの最大値は80dBで、最大騒音レベルごとの発生回数は70~80dBの範囲での発生回数が多く94%を占めた。

調査期間の \overline{L}_{den} 2週間値は46.2dB。また、年間の L_{den} 推計値は46dBであり、環境基準を達成した。

コ 松戸市クリーンセンター(No. 10)（松戸市測定）

滑走路中心から北側約0.6km、滑走路延長線から西側約2.4kmの地点に位置している。飛行場の西側にあり、環境基準の類型指定地域外で、主として北側へ

離陸した後に大きく旋回する航空機騒音の影響を受ける。騒音発生回数は 105 回と期間中の測定地点の中では最も少なかった。

1 機ごとの最大騒音レベルの最大値は 79dB で、最大騒音レベルごとの発生回数は 70~75dB の範囲での発生回数が多く 77% を占めた。

調査期間の \overline{L}_{den} 2 週間値は 39.8dB。また、年間の L_{den} 推計値は 40dB となって いる。

サ 初富局（初富小学校）（No. 11）

滑走路中心から南側約 3.0km に位置し、滑走路中心から南側約 0.2km で、飛行コースのほぼ直下に位置している。

実態調査期間中の 1 機ごとの最大騒音レベルの最大値は 90dB であり、最大騒音レベルごとの発生回数は 75~85dB の範囲での発生回数が多く 90% を占めた。

調査期間の \overline{L}_{den} 2 週間値は 51.2dB であった。

L_{den} 年間平均値は 51dB であり、環境基準を達成した。

シ 高柳局（旧風早南部小学校敷地）（No. 12）

滑走路中心から北側約 2.1km に位置し、飛行コース直下の地点である。平成 22 年度途中に小学校移転に伴い休止し、平成 23 年度中に設置当初の校舎屋上部から 5m にマイクロホン高さを変更し、再設置している。

実態調査期間中の 1 機ごとの最大騒音レベルの最大値は 96dB であり、調査期間中の全ての測定局で最も大きい値を示した。

実態調査期間中の最大騒音レベルごとの発生回数は 80~95dB の範囲での発生回数が多く 90% を占めた。

実態調査期間中の \overline{L}_{den} 2 週間値は 57.5dB であった。

L_{den} 年間平均値は 58dB であり、環境基準を超過している。

4 測定結果の経年変化

(1) W E C P N L の算出と旧環境基準値による評価

L_{den} については、平成25年度に環境基準の指標となったところであり、年間 L_{den} の経年変化を見ることはできないが、参考までに、平成24年度まで採用されていたW E C P N L（年間W E C P N L推定値）を算出し、経年変化の確認と旧環境基準値70W E C P N L（I類型の旧環境基準値）との比較を行った。

各測定局の年間W E C P N L推定値と旧環境基準値による評価結果を表15及び図6に示す。

その結果、環境基準の評価対象となる11局（すべてI類型地域）のうち、9局が環境基準値以下となり、仮に旧環境基準を適用した場合の達成率は82%と試算された。

表15 年間W E C P N L 推定値と旧環境基準値による評価結果

区分	No.	調査地点名	騒音発生回数(回/日)				1機ごとの騒音ピークレベルの最大値(dB)	騒音ピークレベルパワー平均(dB)				WECPNL				年間W E C P N L推定値注2	旧環境基準値との比較注3
			最	小	最	大		最	小	最	大	2週間	最	小	最	大	
飛行場南側	1	福太郎スタジアム	0	51	17	93.9	82.6	91.6	88.6	65.5	81.0	74.0	73.4	—	—	—	×
	2	鎌ヶ谷小学校	0	44	15	76.4	65.1	68.2	66.5	51.2	56.4	51.4	50.8	—	—	○	
	3	富士地区消防小屋	0	46	14	80.8	61.7	73.0	67.2	37.8	57.9	51.7	51.1	—	—	○	
	4	わたなべ幼稚園	0	54	20	91.6	66.0	84.2	81.4	38.9	72.8	67.4	66.8	—	—	○	
	5	咲が丘小学校	0	52	18	83.3	62.0	75.8	73.7	39.8	66.0	59.2	58.6	—	—	○	
飛行場北側	6	沼南公民館	0	52	21	85.1	67.3	81.2	74.3	40.3	66.3	60.9	60.8	—	—	○	
	7	沼南老人福祉センター	0	51	19	87.3	73.2	83.1	78.9	58.3	69.7	65.0	64.9	—	—	○	
	8	塙崎運動場	0	48	18	81.2	66.8	73.9	69.3	48.1	60.1	55.3	55.2	—	—	○	
	9	藤ヶ谷新田区民館(旧・宮後青年館)	0	50	19	79.5	73.0	75.9	73.9	51.9	64.4	60.1	60.0	—	—	○	
	10	松戸市クリーンセンター	0	46	8	79.0	68.0	72.5	71.8	41.5	62.1	53.5	53.4	—	—	—	
固定測定局	11	初富局(初富小学校)	0	51	17	90.1	79.7	82.6	81.4	58.7	71.9	66.7	66.1注4	—	—	○	
固定測定局	12	高柳局(旧風早南部小学校敷地)	0	51	20	96.3	80.9	92.6	89.2	65.6	81.1	75.3	75.2注4	—	—	×	

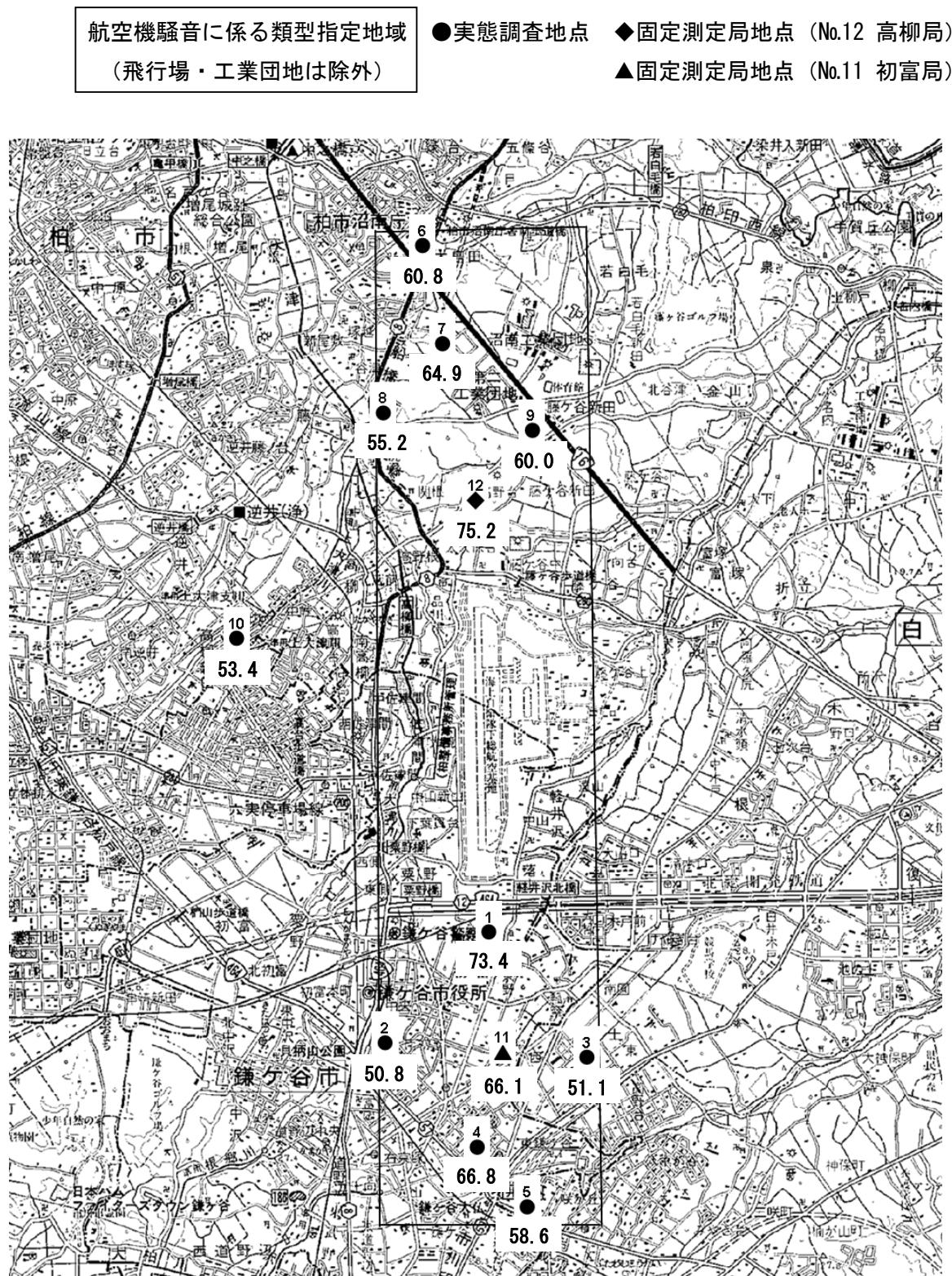
(注) 1 騒音ピークレベルのパワー平均及びWECPNLの最小については騒音発生回数が0の日を除く。

2 年間WECPNLの推定は、北側測定局については高柳局の、南側測定局については初富局の相当する2週間値と年間実測値の差分を足したもの。

3 環境基準の地域類型は、指定地域外の松戸市クリーンセンターを除き全てI類型(旧基準は70WECPNL:平成24年度まで)である。

4 固定測定局(No.11及び12)の「年間WECPNL推定値」には、年間WECPNL実測値を記入。

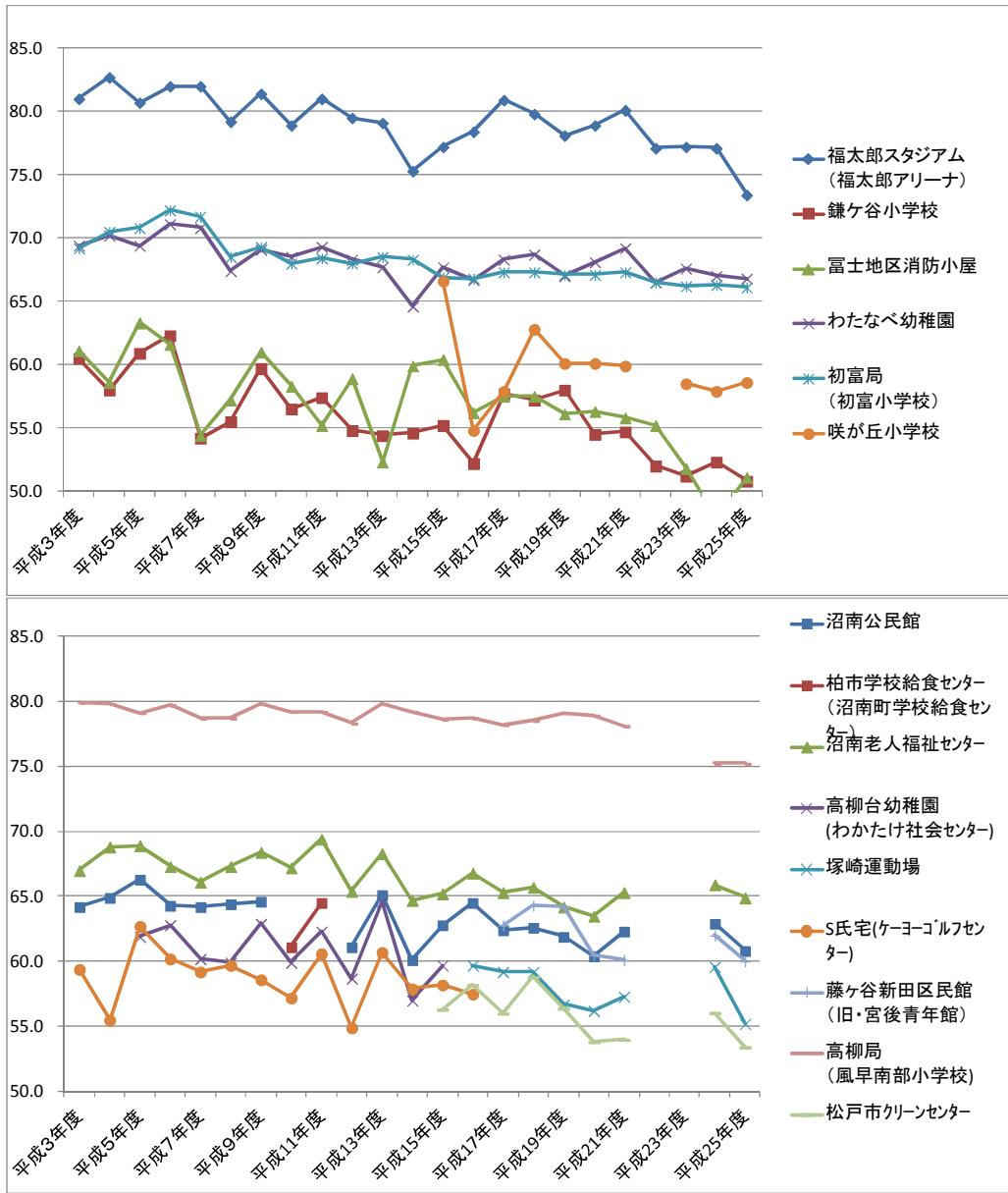
図6 各地点の年間 WECPNL 推定値



(2) W E C P N L の経年変化

各測定地点における実態調査時のW E C P N L の経年変化は表 16、年間W E C P N L 推定値の経年変化と環境基準の達成状況の推移は図 7、表 17 のとおりであり、各地点の年間W E C P N L 推定値は、環境基準が設定された平成 3 年度以降、緩やかな低下傾向を示している。

図 7 年間 W E C P N L の経年変化（上段：飛行場南側、下段：飛行場北側）



(3) 飛行回数等の推移

過去 15 年間の実態調査時の総飛行回数等については表 18 のとおりである。総飛行回数は年度・調査実施時期によってばらつきがみられ、118～496 回となっている。

なお、25 年度の総飛行回数は 257 回で過去 15 年間の調査の中央値である。

また、午後 10 時から午前 7 時までの飛行回数は 0～4 回で推移しており、総飛行回数に占める割合は例年 1 パーセント前後かそれ以下で推移しているが、25 年度はこの時間帯の飛行は 2 回であった。

表16 実態調査時のWECPNLの推移

区分	市町名	調査地点名	騒音区域	環境基準の類型		平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度		
				福太郎アリーナ	福太郎スタジアム																				
飛行場南側	鎌ヶ谷市	福太郎アリーナ	1	1	75.9	80.7	78.8	81.2	84.0	81.5	76.4	80.9	82.1	81.3	82.1	76.5	74.6	77.3	78.5	80.0	77.7	79.1			
	"	鎌ヶ谷小学校	-	1	55.4	56.0	59.0	61.5	56.2	57.8	54.7	58.5	58.5	56.6	57.4	55.8	52.6	51.1	55.3	57.4	54.7	53.8			
	白井市	富士地区消防小屋	-	1	56.0	56.6	61.4	60.8	56.4	59.5	56.0	60.3	56.3	60.7	55.3	61.1	57.8	55.1	55.1	57.7	55.7	55.6			
	鎌ヶ谷市	わたなべ幼稚園	-	1	64.3	68.2	67.5	70.3	72.8	69.7	64.1	70.5	70.4	70.1	70.7	65.8	65.1	65.6	65.9	68.9	66.6	67.4			
飛行場北側	"	初富富小学校	-	1	64.1	68.5	68.9	71.4	73.7	70.8	64.3	70.0	69.5	69.8	71.5	69.5	64.3	65.7	64.9	67.5	66.7	66.4			
	船橋市	咲が丘小学校	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	柏市	沼南公民館	-	1	62.7	66.1	62.3	62.6	61.9	63.9	61.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	"	柏市学校給食センター(沼南町学校給食センター)	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
飛行場北側	"	沼南老人福祉センター	-	1	65.5	70.0	64.9	65.6	63.8	66.8	64.9	68.0	67.8	68.3	66.2	65.0	65.2	65.4	63.3	65.1	60.4	62.0	61.1		
	"	沼南幼稚園	-	1	58.4	59.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	"	高柳台幼稚園	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	"	(わかつかけ社会センター)	-	1	57.9	61.1	57.9	59.4	59.4	60.7	60.7	61.6	62.5	57.3	58.8	-	-	-	-	-	-	-	-		
飛行場北側	"	塚崎運動場	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	"	ケヨーコルフセンター(S氏宅)	-	1	57.9	56.7	58.7	58.5	56.9	59.2	55.1	58.0	59.0	57.8	58.6	58.2	60.8	56.1	-	-	-	-	-		
	"	藤ヶ谷新田区民館	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	"	(旧・宮後青年館)	-	1	78.4	81.0	75.7	78.0	76.4	78.2	76.3	76.3	77.6	81.2	77.7	79.5	77.7	76.2	77.9	78.3	79.6				
飛行場北側	松戸市	松戸市クリーンセンター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	55.4	56.8	54.0	58.2	55.6	54.5		

(注)1 騒音区域は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第4条に規定する第1種区域をいう。

2

環境基準の類型は、航空機騒音に係る環境基準に定める地域の類型をいう。

3

2種

に変更している。(隣接する施設なので同一施設とみなし)

4

飛行場北側の測定地点、沼南公民館(旧・沼南町中央公民館)が改修工事のため平成10、11、23年度は柏市(沼南町)学校給食センターに変更している。

5

飛行場南側の測定地点、福太郎アリーナが改修工事のため同一敷地内のため同一施設とみなす)

6

飛行場北側の固定測定局である高柳局は、平成23年度の再設置の際に地上高が変わっている。(約22mから約35mへ変更)

表17 環境基準達成状況の推移

区分	市町村	調査地点名	騒音区域 環境基準の類型	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度						
				年間 WECPNL	環境 基準 適合	年間 WECPNL (参考)	年間 L _{den}	環境 基準 適合																						
飛行場南側	鎌ヶ谷市	福太郎アリーナ (福太郎スタジアム)	I	77.2	x	78.4	x	80.9	x	79.8	x	78.1	x	78.9	x	80.1	x	77.1	x	77.2	x	77.1	x	73.4	55	○				
	"	鎌ヶ谷小学校	I	55.2	○	52.2	○	57.7	○	57.2	○	58.0	○	54.5	○	54.7	○	52.0	○	51.2	○	52.3	○	50.8	38	○				
	白井市	富士地区消防小屋	-I	60.4	○	56.2	○	57.5	○	57.5	○	56.1	○	56.3	○	55.8	○	55.2	○	51.8	○	47.9	○	51.1	38	○				
	鎌ヶ谷市	わたなべ幼稚園	-I	67.7	○	66.7	○	68.3	○	68.7	○	67.0	○	68.1	○	69.2	○	66.5	○	67.6	○	67.0	○	66.8	51	○				
	"	初富局(初富小学校)	-I	66.9	○	66.8	○	67.3	○	67.3	○	67.1	○	67.1	○	67.3	○	66.5	○	66.2	○	66.3	○	66.1	51	○				
	船橋市	咲が丘小学校	-I	66.6	○	54.8	○	57.9	○	62.8	○	60.1	○	60.1	○	59.9	○	-	○	58.5	○	57.9	○	58.6	44	○				
飛行場北側	柏市	沼南公民館	-I	62.8	○	64.5	○	62.4	○	62.6	○	61.9	○	60.4	○	62.3	○	-	-	-	-	-	62.9	○	60.8	46	○			
	"	柏市学校給食センター(沼南町学校給食センター)	-I	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	"	沼南老人福祉センター	-I	65.2	○	66.8	○	65.3	○	65.7	○	64.2	○	63.5	○	65.3	○	-	-	-	-	-	65.9	○	64.9	50	○			
	"	高柳台幼稚園(わかたけ社会センター)	-I	59.7	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	"	塙崎運動場	-I	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59.6	○	55.2	42	○	
	"	S氏宅(ケヨーゴルフセンター)	-I	58.2	○	57.5	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	"	藤ヶ谷新田区民館(旧・宮後青年館)	-I	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62.0	○	60.0	46	○
	"	高柳局(旧風早南部小学校敷地)	I	78.6	x	78.7	x	78.2	x	78.5	x	79.1	x	78.9	x	78.1	x	-	-	-	-	-	75.2	x	75.2	58	x			
	松戸市	松戸市クリーンセンター	-	56.3	-	58.2	-	56.0	-	58.8	-	56.4	-	53.8	-	54.0	-	-	-	-	-	-	-	-	56.0	-	53.4	40	-	
環境基準の達成率等				9/11(82%)	9/11(82%)	9/11(82%)	9/11(82%)	9/11(82%)	9/11(82%)	9/11(82%)	9/11(82%)	9/11(82%)	9/11(82%)	9/11(82%)	9/11(82%)	9/11(82%)	9/11(82%)	5/6(83%)	5/6(83%)	9/11(82%)	/	10/11(91%)								

(注)1 謠音区域は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第4条に規定する第1種区域をいう。

(注) ① 賦業区域は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第4条に規定する第1種区域をいいます。

² 墓塚基準の類空は、航空機騒音³による塚原基準⁴に定める地域の類空をいう。1類空の塚原基準値は、 $L_{dn} = 57 \text{ dB}$ (平成24年以前)
³ 飛行場北側の測定地点は、S_{DN}は平成9年度よりケーヨーグルフヤンタワーに変更している(隣接する施設なので同一地點とみなす)

⁴飛行場北側の測定地点は、沼南公民館(旧・沼南町中央公民館)が改裝工事のため平成10、11、23年度は柏市(沼南町)学校給食センターに変更している。

⁴ 飛行場北側の固定地盤、沿岸公民館（現・沿岸南町立公民館）が改築工事の年の平成15年（1993年）、15年度は沿岸南町立公民館改修工事による。

ト校の福島アーラーとは、平成24年1月より3年間のリモーニング・リンク取扱により改修並んで工事課ノルマ改正体質強化にて施設である。

○飛行場開設の対応地盤、福島太郎アリーナが改表工事中の2012年2月度は福島太郎アリーナに変更している。(同敷地内にアリーナがあるため) 地盤とは(アリーナ)

飛行場北側の固定測定局である高柳局は平成23年度の再設置の際に地上高が変更となっている。(約22mから約5mに変更)

表18 実態調査時における飛行回数等の推移

項目	年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		10/14 ~ 10/27	10/12 ~ 10/25	10/17 ~ 10/30	10/31 ~ 11/13	10/16 ~ 10/29	10/20 ~ 11/2	10/21 ~ 11/3	10/20 ~ 11/2	10/17 ~ 10/30	10/21 ~ 11/3	11/4 ~ 11/17	10/8 ~ 10/27	10/12 ~ 10/25	10/24 ~ 11/6	
総飛行回数(A)	424	496	426	348	268	226	183	288	247	224	161	206	397	118	257	
1日当たりの平均飛行回数	30	35	31	25	19	16	13	21	18	16	12	15	28	8	18	
午前0時から午前7時までの早朝総飛行回数(B)	0	1	2	1	2	0	0	0	1	3	3	0	0	0	1	
午後10時から午後12時までの夜間総飛行回数(C)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
(B+C) / A (%)	0.2	0.2	0.5	0.3	0.7	0	0	0	0	0.4	1.3	1.9	0.0	0.0	0.8	
測定地点数	10	10	10	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
日WECPNLの最大値及び地点名	88 鎌ヶ谷市民 体育館 (風早南部小) 87 鎌ヶ谷市民 体育馆 (高柳局 高柳局 (風早南部小))	86 鎌ヶ谷市民 体育馆 (風早南部小) 86 鎌ヶ谷市民 体育馆 (高柳局 高柳局 (風早南部小))	82 鎌ヶ谷市民 体育馆 (風早南部小) 82 鎌ヶ谷市民 体育馆 (高柳局 高柳局 (風早南部小))	83 鎌ヶ谷市民 体育馆 (風早南部小) 83 鎌ヶ谷市民 体育馆 (高柳局 高柳局 (風早南部小))	84 鎌ヶ谷市民 体育馆 (風早南部小) 84 鎌ヶ谷市民 体育馆 (高柳局 高柳局 (風早南部小))	85 鎌ヶ谷市民 体育馆 (風早南部小) 85 鎌ヶ谷市民 体育馆 (高柳局 高柳局 (風早南部小))	84 鎌ヶ谷市民 体育馆 (風早南部小) 84 鎌ヶ谷市民 体育馆 (高柳局 高柳局 (風早南部小))	83 鎌ヶ谷市民 体育馆 (風早南部小) 83 鎌ヶ谷市民 体育馆 (高柳局 高柳局 (風早南部小))	84 鎌ヶ谷市民 体育馆 (風早南部小) 84 鎌ヶ谷市民 体育馆 (高柳局 高柳局 (風早南部小))							
期間中の最高値(dB) 及び地点名	106 鎌ヶ谷市民 体育馆 (高柳局 (風早南部小))	104 鎌ヶ谷市民 体育馆 (高柳局 (風早南部小))	104 鎌ヶ谷市民 体育馆 (高柳局 (風早南部小))	103 鎌ヶ谷市民 体育馆 (高柳局 (風早南部小))	101 鎌ヶ谷市民 体育馆 (高柳局 (風早南部小))	101 鎌ヶ谷市民 体育馆 (高柳局 (風早南部小))	105 鎌ヶ谷市民 体育馆 (高柳局 (風早南部小))	102 鎌ヶ谷市民 体育馆 (高柳局 (風早南部小))	103 鎌ヶ谷市民 体育馆 (高柳局 (風早南部小))	103 鎌ヶ谷市民 体育馆 (高柳局 (風早南部小))	100 鎌ヶ谷市民 体育馆 (高柳局 (風早南部小))	102 鎌ヶ谷市民 体育馆 (高柳局 (風早南部小))	105 鎌ヶ谷市民 体育馆 (高柳局 (風早南部小))	102 鎌ヶ谷市民 体育馆 (高柳局 (風早南部小))	96 高柳局 (旧風早南部小学校敷地)	

(注) 総飛行回数は県固定測定局12局のデータの平均によるもの。
高柳局については、平成22年度に風早南部小学校は移転となり、平成23年度にマイクロホン設置高さを変えて再設置している。

第2 資 料

1 暗騒音調査結果

単位: dB

測定地点	測定日	環境騒音測定結果				備 考(周囲の音環境等)
		L_{A5}	L_{A90}	L_{A95}	L_{Aeq}	
福太郎 スタジアム	10月22日	55.4	51.5	49.3	53.5	電車、場内清掃音
	11月11日	57.4	49.2	46.7	51.5	電車
鎌ヶ谷 小学校	10月21日	51.6	46.5	42.8	48.0	自動車、児童の声
	11月12日	55.2	50.6	46.3	52.0	児童の声
富士地区 消防小屋	10月21日	55.6	49.8	45.0	51.5	自動車、付近の子供の声
	11月11日	57.4	47.3	42.1	51.0	自動車
わたなべ 幼稚園	10月22日	52.9	48.3	45.5	49.4	園児の声、空調音、工事音
	11月11日	54.1	45.4	43.6	48.1	園児の声
咲が丘 小学校	10月23日	47.1	43.8	41.4	44.5	
	11月7日	42.2	40.0	38.8	40.5	
沼南公民館	10月22日	55.5	51.7	47.9	52.4	自動車
	11月11日	54.5	50.8	47.7	51.6	鳥、自動車
老人福祉 センター	10月21日	61.3	58.6	57.2	58.9	隣接工場音
	11月11日	59.2	56.9	54.5	57.5	工事、工場、自動車
塚崎運動場	10月21日	54.6	50.3	45.9	52.0	テニス
	11月11日	54.8	51.0	47.1	52.3	テニス、自動車、羽田航空機
藤ヶ谷新田 区民館 (旧・宮後青年館)	10月22日	55.5	51.7	47.9	52.4	自動車
	11月11日	54.5	50.8	47.7	51.6	鳥、利用者、自動車
松戸市クリー ンセンター	10月21日	51.0	47.8	47.7	49.1	鳥の声
	11月11日	54.2	48.7	48.2	51.4	鳥の声

2 地点別調査結果総括表

説 明

(1) 騒音発生回数

調査地点ごとに、暗騒音を考慮のうえ設定した騒音レベル及び継続時間を超えた騒音を航空機騒音としてとらえ、固定測定局での測定結果と照合し、飛行場に関する航空機騒音の発生回数を計上した。

(2) 時間帯別内訳

それぞれ、次に示す回数を計上した。

N_1 ：午前 0 時から午前 7 時までに発生した回数

N_2 ：午前 7 時から午後 7 時までに発生した回数

N_3 ：午後 7 時から午後 10 時までに発生した回数

N_4 ：午後 10 時から午後 12 時までに発生した回数

$$WN = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

(3) 騒音ピークレベルパワー平均

騒音発生回数に数えられた 1 機ごとの騒音ピークレベルについて、1 日ごとのパワー平均値を記載した。

(4) L_{den} (週平均・期間平均)

次の算式により週間のパワー平均及び期間中のパワー平均を求めて記載した。

$$\bar{L}_{den} = 10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right) \quad L_{den,i} : 算定対象日数 N 日間の i 番目の測定日 L_{den}$$

(5) W E C P N L (週平均・期間平均)

次の算式により 1 日ごとの WECPNL を算出し、それらの週間のパワー平均及び期間中のパワー平均を求めて記載した。

$$\overline{WECPNL} = \overline{dB(A)} + 10 \log_{10} N - 27$$

$\overline{dB(A)}$: 1 日ごとの騒音発生回数に数えられたすべての騒音ピーク
レベルのパワー平均値

地点名:福太郎スタジアム(No.1地点)

(閾値 L_{90+10dB(A)}, 5秒)

調査年月日	騒音発生回数(回)						騒音ピークレベル			L_{den} (dB)	WECPNL		
	時間帯別機数					dB(A)							
	N1	N2	N3	N4	WN	最小	最大	パワー 平均					
平成25年10月24日 (金)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年10月25日 (土)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年10月26日 (日)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年10月27日 (月)	3	0	3	0	0	3	84	91	87.7	47.2	65.5		
平成25年10月28日 (火)	32	0	32	0	0	32	70	93	91.3	60.7	79.4		
平成25年10月29日 (水)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年10月30日 (木)	45	0	45	0	0	45	67	93	84.4	57.5	73.9		
第1週 小計	80	0	80	0	0	80	67	93	—	—	—		
第1週 平均	11	0	11	0	0	11	—	—	88.6	54.1	72.1		
平成25年10月31日 (金)	51	0	51	0	0	51	75	94	85.9	59.3	76.0		
平成25年11月1日 (土)	44	0	44	0	0	44	80	93	91.6	62.4	81.0		
平成25年11月2日 (日)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年11月3日 (月)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年11月4日 (火)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年11月5日 (水)	22	0	22	0	0	22	68	94	90.6	58.3	77.0		
平成25年11月6日 (木)	46	0	46	0	0	46	72	92	82.6	56.2	72.2		
第2週 小計	163	0	163	0	0	163	68	94	—	—	—		
第2週 平均	23	0	23	0	0	23	—	—	88.6	57.2	75.2		
期間合計	243	0	243	0	0	243	67	94	—	—	—		
平均	17	0	17	0	0	17	—	—	88.6	55.9	74.0		

(注) 最大値・最小値の小計、合計欄は期間内の最大値・最小値をそれぞれ示している。

地点名：鎌ヶ谷小学校(No.2地点)

(閾値 L_{90+10dB(A)}, 8秒)

調査年月日	騒音発生回数(回)						騒音ピークレベル			L_{den} (dB)	WECPNL		
	時間帯別機数					dB(A)							
	N1	N2	N3	N4	WN	最小	最大	パワー 平均					
平成25年10月24日 (金)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年10月25日 (土)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年10月26日 (日)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年10月27日 (月)	1	0	0	0	1	10	68	68	68.2	38.5	51.2		
平成25年10月28日 (火)	30	0	30	0	0	30	58	72	65.7	41.0	53.5		
平成25年10月29日 (水)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年10月30日 (木)	33	0	33	0	0	33	61	71	66.8	42.2	55.0		
第1週 小計	64	0	63	0	1	73	58	72	—	—	—		
第1週 平均	9	0	9	0	0	10	—	—	66.3	37.1	49.8		
平成25年10月31日 (金)	44	0	44	0	0	44	63	72	66.6	43.2	56.0		
平成25年11月1日 (土)	33	0	33	0	0	33	60	68	65.1	41.0	53.3		
平成25年11月2日 (日)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年11月3日 (月)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年11月4日 (火)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年11月5日 (水)	22	0	22	0	0	22	58	76	66.8	39.9	53.2		
平成25年11月6日 (木)	40	0	40	0	0	40	61	74	67.3	43.0	56.3		
第2週 小計	139	0	139	0	0	139	58	76	—	—	—		
第2週 平均	20	0	20	0	0	20	—	—	66.5	39.6	52.5		
期間合計	203	0	202	0	1	212	58	76	—	—	—		
平均	15	0	14	0	0	15	—	—	66.5	38.5	51.4		

(注) 最大値・最小値の小計、合計欄は期間内の最大値・最小値をそれぞれ示している。

地点名:富士地区消防小屋(No.3地点)

(閾値 L_{90+10dB(A)}, 8秒)

調査年月日	騒音発生回数(回)					騒音ピークレベル dB(A)			L_{den} (dB)	WECPNL		
	時間帯別機数											
	N1	N2	N3	N4	WN	最小	最大	パワー 平均				
平成25年10月24日 (金)	1	0	1	0	0	1	73	73	73.0	32.3	46.0	
平成25年10月25日 (土)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0	
平成25年10月26日 (日)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0	
平成25年10月27日 (月)	1	0	1	0	0	1	65	65	64.8	24.3	37.8	
平成25年10月28日 (火)	16	0	16	0	0	16	54	67	61.7	32.0	46.7	
平成25年10月29日 (水)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0	
平成25年10月30日 (木)	42	0	42	0	0	42	53	81	68.6	44.4	57.8	
第1週 小計	60	0	60	0	0	60	53	81	—	—	—	
第1週 平均	9	0	9	0	0	9	—	—	67.7	36.5	50.0	
平成25年10月31日 (金)	45	0	45	0	0	45	51	77	67.8	44.9	57.3	
平成25年11月1日 (土)	34	0	34	0	0	34	58	69	63.8	38.0	52.1	
平成25年11月2日 (日)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0	
平成25年11月3日 (月)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0	
平成25年11月4日 (火)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0	
平成25年11月5日 (水)	13	0	13	0	0	13	59	66	63.4	34.7	47.5	
平成25年11月6日 (木)	46	0	46	0	0	46	59	77	68.2	44.6	57.8	
第2週 小計	138	0	138	0	0	138	51	77	—	—	—	
第2週 平均	20	0	20	0	0	20	—	—	67.0	39.9	52.9	
期間合計	198	0	198	0	0	198	51	81	—	—	—	
平均	14	0	14	0	0	14	—	—	67.2	38.5	51.7	

(注) 最大値・最小値の小計、合計欄は期間内の最大値・最小値をそれぞれ示している。

地点名:わたなべ幼稚園(No.4地点)

(閾値 L_{90+10dB(A)}, 8秒)

調査年月日	騒音発生回数(回)					騒音ピークレベル			L_{den} (dB)	WECPNL		
	時間帯別機数					dB(A)						
	N1	N2	N3	N4	WN	最小	最大	パワー 平均				
平成25年10月24日 (金)	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年10月25日 (土)	欠測	欠測	欠測	欠測	欠測	欠測	欠測	欠測	欠測	欠測		
平成25年10月26日 (日)	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年10月27日 (月)	3	0	3	0	0	3	78	81	79.7	41.0		
平成25年10月28日 (火)	32	0	32	0	0	32	66	89	84.2	55.9		
平成25年10月29日 (水)	2	0	2	0	0	2	58	65	62.8	27.5		
平成25年10月30日 (木)	50	0	50	0	0	50	55	90	79.2	52.9		
第1週 小計	87	0	87	0	0	87	55	90	—	—		
第1週 平均	15	0	15	0	0	15	—	—	81.7	50.0		
平成25年10月31日 (金)	54	0	54	0	0	54	65	89	78.3	53.2		
平成25年11月1日 (土)	44	0	44	0	0	44	58	88	83.4	56.5		
平成25年11月2日 (日)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—		
平成25年11月3日 (月)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—		
平成25年11月4日 (火)	2	0	2	0	0	2	64	68	66.0	29.3		
平成25年11月5日 (水)	24	0	24	0	0	24	56	87	83.1	53.5		
平成25年11月6日 (木)	48	0	48	0	0	48	66	92	80.1	53.1		
第2週 小計	172	0	172	0	0	172	56	92	—	—		
第2週 平均	25	0	25	0	0	25	—	—	81.3	51.9		
期間合計	259	0	259	0	0	259	55	92	—	—		
平均	20	0	20	0	0	20	—	—	81.4	51.1		
										67.4		

(注) 最大値・最小値の小計、合計欄は期間内の最大値・最小値をそれぞれ示している。

地点名:咲が丘小学校(No.5地点)

(閾値 L₉₀₊₈dB(A), 8秒)

調査年月日	騒音発生回数(回)						騒音ピークレベル			L_{den} (dB)	WECPNL		
	時間帯別機数					dB(A)							
	N1	N2	N3	N4	WN	最小	最大	パワー 平均					
平成25年10月24日 (金)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年10月25日 (土)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年10月26日 (日)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年10月27日 (月)	3	0	3	0	0	3	57	64	62.0	26.3	39.8		
平成25年10月28日 (火)	32	0	32	0	0	32	63	73	70.6	43.4	58.7		
平成25年10月29日 (水)	2	0	2	0	0	2	63	70	67.4	31.3	43.4		
平成25年10月30日 (木)	48	0	48	0	0	48	47	80	73.8	49.5	63.6		
第1週 小計	85	0	85	0	0	85	47	80	—	—	—		
第1週 平均	12	0	12	0	0	12	—	—	72.6	42.1	56.4		
平成25年10月31日 (金)	52	0	52	0	0	52	55	82	75.8	51.4	66.0		
平成25年11月1日 (土)	44	0	44	0	0	44	56	73	69.9	44.5	59.4		
平成25年11月2日 (日)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年11月3日 (月)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年11月4日 (火)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年11月5日 (水)	23	0	23	0	0	23	46	76	71.3	43.1	57.9		
平成25年11月6日 (木)	45	0	45	0	0	45	61	83	75.4	50.1	64.9		
第2週 小計	164	0	164	0	0	164	46	83	—	—	—		
第2週 平均	23	0	23	0	0	23	—	—	74.2	46.2	60.9		
期間合計	249	0	249	0	0	249	46	83	—	—	—		
平均	18	0	18	0	0	18	—	—	73.7	44.6	59.2		

(注) 最大値・最小値の小計、合計欄は期間内の最大値・最小値をそれぞれ示している。

地点名:沼南公民館(No.6地点)

(閾値 L_{den}+8dB(A), 8秒)

調査年月日	騒音発生回数(回)					騒音ピークレベル			L_{den} (dB)	WECPNL		
	時間帯別機数					dB(A)						
	N1	N2	N3	N4	WN	最小	最大	パワー 平均				
平成25年10月24日 (金)	6	0	5	1	0	8	62	82	77.9	42.4	59.9	
平成25年10月25日 (土)	6	0	6	0	0	6	66	81	78.6	44.4	59.4	
平成25年10月26日 (日)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0	
平成25年10月27日 (月)	9	0	8	0	1	18	65	78	72.0	42.9	57.6	
平成25年10月28日 (火)	35	0	35	0	0	35	59	84	74.5	48.4	62.9	
平成25年10月29日 (水)	2	0	2	0	0	2	81	82	81.2	41.9	57.2	
平成25年10月30日 (木)	52	1	50	1	0	63	58	81	72.9	50.8	63.9	
第1週 小計	110	1	106	2	1	132	58	84	—	—	—	
第1週 平均	16	0	15	0	0	19	—	—	74.7	45.9	60.2	
平成25年10月31日 (金)	50	0	50	0	0	50	66	79	72.0	47.1	62.0	
平成25年11月1日 (土)	47	0	47	0	0	47	63	85	76.6	51.2	66.3	
平成25年11月2日 (日)	1	0	1	0	0	1	67	67	67.3	25.4	40.3	
平成25年11月3日 (月)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0	
平成25年11月4日 (火)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0	
平成25年11月5日 (水)	40	0	40	0	0	40	57	83	73.9	48.7	62.9	
平成25年11月6日 (木)	50	0	50	0	0	50	65	79	72.8	48.3	62.8	
第2週 小計	188	0	188	0	0	188	57	85	—	—	—	
第2週 平均	27	0	27	0	0	27	—	—	74.1	46.7	61.4	
期間合計	298	1	294	2	1	320	57	85	—	—	—	
平均	21	0	21	0	0	23	—	—	74.3	46.3	60.9	

(注) 最大値・最小値の小計、合計欄は期間内の最大値・最小値をそれぞれ示している。

地点名:沼南老人福祉センター(No.7地点)

(閾値 L_{90+8dB(A)}, 8秒)

調査年月日	騒音発生回数(回)						騒音ピークレベル			L_{den} (dB)	WECPNL		
	時間帯別機数					dB(A)							
	N1	N2	N3	N4	WN	最小	最大	パワー 平均					
平成25年10月24日 (金)	5	0	4	1	0	7	63	85	80.1	44.3	61.6		
平成25年10月25日 (土)	5	0	5	0	0	5	78	85	82.1	46.1	62.1		
平成25年10月26日 (日)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年10月27日 (月)	7	0	6	0	1	16	65	79	73.2	44.1	58.2		
平成25年10月28日 (火)	29	0	29	0	0	29	66	87	79.6	51.9	67.2		
平成25年10月29日 (水)	2	0	2	0	0	2	82	84	83.1	43.6	59.1		
平成25年10月30日 (木)	48	1	46	1	0	59	72	84	79.0	54.9	69.7		
第1週 小計	96	1	92	2	1	118	63	87	—	—	—		
第1週 平均	14	0	13	0	0	17	—	—	79.4	49.2	64.4		
平成25年10月31日 (金)	51	0	51	0	0	51	72	83	78.8	53.6	68.9		
平成25年11月1日 (土)	45	0	45	0	0	45	69	86	79.0	53.7	68.5		
平成25年11月2日 (日)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年11月3日 (月)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年11月4日 (火)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年11月5日 (水)	28	0	28	0	0	28	64	83	78.1	51.1	65.6		
平成25年11月6日 (木)	51	0	51	0	0	51	62	82	78.2	53.4	68.3		
第2週 小計	175	0	175	0	0	175	62	86	—	—	—		
第2週 平均	25	0	25	0	0	25	—	—	78.6	50.6	65.6		
期間合計	271	1	267	2	1	293	62	87	—	—	—		
平均	19	0	19	0	0	21	—	—	78.9	50.0	65.0		

(注) 最大値・最小値の小計、合計欄は期間内の最大値・最小値をそれぞれ示している。

地点名:塙崎運動場(No.8地点)

(閾値 L₉₀₊₇dB(A), 8秒)

調査年月日	騒音発生回数(回)					騒音ピークレベル			L_{den} (dB)	WECPNL		
	時間帯別機数					dB(A)						
	N1	N2	N3	N4	WN	最小	最大	パワー 平均				
平成25年10月24日 (金)	5	0	4	1	0	7	60	74	70.9	37.1	52.4	
平成25年10月25日 (土)	6	0	6	0	0	6	65	75	71.7	37.7	52.5	
平成25年10月26日 (日)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0	
平成25年10月27日 (月)	1	0	0	0	1	10	67	67	66.8	39.5	49.8	
平成25年10月28日 (火)	21	0	21	0	0	21	58	81	73.9	46.1	60.1	
平成25年10月29日 (水)	2	0	2	0	0	2	67	74	72.1	34.8	48.1	
平成25年10月30日 (木)	46	1	44	1	0	57	64	75	68.3	46.2	58.9	
第1週 小計	81	1	77	2	1	103	58	81	—	—	—	
第1週 平均	12	0	11	0	0	15	—	—	71.0	41.8	55.2	
平成25年10月31日 (金)	46	0	46	0	0	46	64	70	66.9	43.6	56.5	
平成25年11月1日 (土)	48	0	48	0	0	48	58	76	69.9	47.2	59.7	
平成25年11月2日 (日)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0	
平成25年11月3日 (月)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0	
平成25年11月4日 (火)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0	
平成25年11月5日 (水)	40	0	40	0	0	40	58	78	68.8	45.4	57.8	
平成25年11月6日 (木)	43	0	43	0	0	43	61	70	66.8	43.1	56.1	
第2週 小計	177	0	177	0	0	177	58	78	—	—	—	
第2週 平均	25	0	25	0	0	25	—	—	68.3	42.7	55.4	
期間合計	258	1	254	2	1	280	58	81	—	—	—	
平均	18	0	18	0	0	20	—	—	69.3	42.2	55.3	

(注) 最大値・最小値の小計、合計欄は期間内の最大値・最小値をそれぞれ示している。

地点名: 藤ヶ谷新田区民館(旧・宮後青年館; No.9地点)

(閾値 L_{90+10dB(A)}, 8秒)

調査年月日	騒音発生回数(回)						騒音ピークレベル dB(A)			L_{den} (dB)	WECPNL		
	時間帯別機数												
	N1	N2	N3	N4	WN	最小	最大	パワー 平均					
平成25年10月24日 (金)	5	0	4	1	0	7	65	77	73.9	40.0	55.4		
平成25年10月25日 (土)	6	0	6	0	0	6	69	75	73.2	40.1	54.0		
平成25年10月26日 (日)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年10月27日 (月)	6	0	5	0	1	15	68	77	74.0	43.5	58.8		
平成25年10月28日 (火)	32	0	32	0	0	32	68	78	74.3	47.9	62.4		
平成25年10月29日 (水)	2	0	2	0	0	2	74	77	75.9	38.2	51.9		
平成25年10月30日 (木)	48	1	46	1	0	59	70	78	73.7	51.3	64.4		
第1週 小計	99	1	95	2	1	121	65	78	—	—	—		
第1週 平均	14	0	14	0	0	17	—	—	74.0	45.5	59.3		
平成25年10月31日 (金)	50	0	50	0	0	50	70	80	74.2	50.1	64.2		
平成25年11月1日 (土)	46	0	46	0	0	46	65	79	74.2	49.7	63.8		
平成25年11月2日 (日)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年11月3日 (月)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年11月4日 (火)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年11月5日 (水)	28	0	28	0	0	28	66	80	73.7	47.6	61.2		
平成25年11月6日 (木)	49	0	49	0	0	49	66	75	73.0	48.8	62.9		
第2週 小計	173	0	173	0	0	173	65	80	—	—	—		
第2週 平均	25	0	25	0	0	25	—	—	73.8	46.7	60.7		
期間合計	272	1	268	2	1	294	65	80	—	—	—		
平均	19	0	19	0	0	21	—	—	73.9	46.2	60.1		

(注) 最大値・最小値の小計、合計欄は期間内の最大値・最小値をそれぞれ示している。

地点名:松戸市クリーンセンター(No.10地点)

(閾値 60dB(A), 5秒)

調査年月日	騒音発生回数(回)					騒音ピークレベル			L_{den} (dB)	WECPNL		
	時間帯別機数					dB(A)						
	N1	N2	N3	N4	WN	最小	最大	パワー 平均				
平成25年10月24日 (金)	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年10月25日 (土)	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年10月26日 (日)	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年10月27日 (月)	1	0	1	0	0	71	71	71.3	30.5	44.3		
平成25年10月28日 (火)	30	0	30	0	0	30	67	74	70.8	45.0		
平成25年10月29日 (水)	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年10月30日 (木)	2	0	2	0	0	2	66	69	68.0	31.4		
第1週 小計	33	0	33	0	0	33	66	74	—	—		
第1週 平均	5	0	5	0	0	5	—	—	70.7	36.9		
平成25年10月31日 (金)	5	0	5	0	0	5	67	73	70.5	37.5		
平成25年11月1日 (土)	46	0	46	0	0	46	69	79	72.5	48.2		
平成25年11月2日 (日)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—		
平成25年11月3日 (月)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—		
平成25年11月4日 (火)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—		
平成25年11月5日 (水)	20	0	20	0	0	20	69	73	71.9	44.1		
平成25年11月6日 (木)	1	0	1	0	0	1	69	69	68.5	27.7		
第2週 小計	72	0	72	0	0	72	67	79	—	—		
第2週 平均	10	0	10	0	0	10	—	—	72.2	41.5		
期間合計	105	0	105	0	0	105	66	79	—	—		
平均	8	0	8	0	0	8	—	—	71.8	39.7		
										53.5		

(注) 最大値・最小値の小計、合計欄は期間内の最大値・最小値をそれぞれ示している。

地点名:初富局(初富小学校:南側固定測定局;No.11地点)		(閾値 68dB(A), 3秒)											
調査年月日		騒音発生回数(回)					騒音ピークレベル			L_{den} (dB)	WECPNL		
		時間帯別機数					dB(A)						
		N1	N2	N3	N4	WN	最小	最大	パワー 平均				
平成25年10月24日 (金)		0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年10月25日 (土)		0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年10月26日 (日)		0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年10月27日 (月)		3	0	3	0	0	73	85	80.9	41.4	58.7		
平成25年10月28日 (火)		31	0	31	0	0	31	80	84	82.5	54.6		
平成25年10月29日 (水)		0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0		
平成25年10月30日 (木)		44	0	44	0	0	44	72	85	80.0	54.3		
第1週 小計		78	0	78	0	0	78	72	85	—	—		
第1週 平均		11	0	11	0	0	11	—	—	81.2	49.1		
平成25年10月31日 (金)		51	0	51	0	0	51	72	90	81.2	55.8		
平成25年11月1日 (土)		43	0	43	0	0	43	81	84	82.5	56.0		
平成25年11月2日 (日)		0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—		
平成25年11月3日 (月)		0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—		
平成25年11月4日 (火)		0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—		
平成25年11月5日 (水)		21	0	21	0	0	21	70	86	82.6	52.9		
平成25年11月6日 (木)		47	0	47	0	0	47	70	86	79.7	54.4		
第2週 小計		162	0	162	0	0	162	70	90	—	—		
第2週 平均		23	0	23	0	0	23	—	—	81.4	52.5		
期間合計		240	0	240	0	0	240	70	90	—	—		
平均		17	0	17	0	0	17	—	—	81.4	51.1		
											66.7		

(注) 最大値・最小値の小計、合計欄は期間内の最大値・最小値をそれぞれ示している。

地点名:高柳局(旧風早南部小学校敷地:北側固定測定局;地点No.12)

(閾値 67dB(A), 3秒)

調査年月日	騒音発生回数(回)					騒音ピークレベル			L_{den} (dB)	WECPNL		
	時間帯別機数					dB(A)						
	N1	N2	N3	N4	WN	最小	最大	パワー 平均				
平成25年10月24日 (金)	6	0	5	1	0	8	79	93	88.6	51.6	70.6	
平成25年10月25日 (土)	6	0	6	0	0	6	77	94	91.6	54.2	72.4	
平成25年10月26日 (日)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0	
平成25年10月27日 (月)	6	0	5	0	1	15	72	85	80.9	47.9	65.7	
平成25年10月28日 (火)	32	0	32	0	0	32	75	96	86.8	57.5	74.9	
平成25年10月29日 (水)	2	0	2	0	0	2	92	93	92.6	50.7	68.6	
平成25年10月30日 (木)	48	1	46	1	0	59	87	94	90.4	63.0	81.1	
第1週 小 計	100	1	96	2	1	122	72	96	—	—	—	
第1週 平 均	14	0	14	0	0	17	—	—	89.3	56.5	74.5	
平成25年10月31日 (金)	50	0	50	0	0	50	77	92	90.4	62.4	80.4	
平成25年11月1日 (土)	46	0	46	0	0	46	71	91	85.4	58.3	75.0	
平成25年11月2日 (日)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0	
平成25年11月3日 (月)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0	
平成25年11月4日 (火)	0	0	0	0	0	0	—	—	0.0	—	0.0	
平成25年11月5日 (水)	26	0	26	0	0	26	71	95	86.7	56.6	73.8	
平成25年11月6日 (木)	51	0	51	0	0	51	74	93	90.6	62.8	80.7	
第2週 小 計	173	0	173	0	0	173	71	95	—	—	—	
第2週 平 均	25	0	25	0	0	25	—	—	89.1	58.3	76.1	
期 間 合 計	273	1	269	2	1	295	71	96	—	—	—	
平 均	20	0	19	0	0	21	—	—	89.2	57.5	75.4	

(注) 最大値・最小値の小計、合計欄は期間内の最大値・最小値をそれぞれ示している。

3 固定測定局における年間測定結果

(1) 初富局(No.11地点:初富小学校)

項目	月	25年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年 1月	2月	3月	平均 (日数は合計)
有効測定日数		30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
L_{den} (dB)	最大	54.5	57.2	57.4	59.2	56.3	56.3	56.3	56.6	58.0	54.6	54.9	58.6	-
	最小	31.1	29.0	28.8	29.0	30.3	39.0	31.7	35.7	30.4	28.3	42.0	39.3	-
	月間値	47.9	49.8	52.0	52.7	47.9	50.1	48.5	52.8	52.7	47.1	50.7	51.5	50.7
(参考) WECPNL	最大	69.7	71.5	73.4	73.1	71.1	71.0	71.8	72.7	73.4	70.7	70.6	71.6	-
	最小	42.8	46.1	43.0	43.1	43.7	54.8	46.6	46.5	42.9	43.4	56.7	54.8	-
	月間値	63.3	64.7	67.5	67.8	63.3	65.4	63.9	68.4	68.3	62.7	66.3	66.8	66.1
L_{Amax} (dB)	最大	86.0	93.2	84.8	86.2	84.8	86.6	85.2	85.4	84.1	84.4	85.2	86.2	-
	最小	69.8	73.1	70.0	70.1	69.7	79.0	73.6	73.5	69.9	70.4	78.2	78.8	-
	月間値	81.9	82.5	81.7	81.0	82.1	82.7	81.9	81.2	81.9	81.3	81.1	81.7	81.6
騒音発生回数 (回/日)	最大	34	27	58	69	24	38	51	53	66	37	45	45	-
	最小	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	-
	月間値	6.9	8.1	17.4	21.9	6.1	8.7	8.1	25.3	21.8	6.7	16.3	15.8	13.6

(注) 有効測定日数欄以外は騒音発生回数が0の日を除いた。

(2) 高柳局(No.12地点:旧風早南部小学校敷地)

項目	月	25年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年 1月	2月	3月	平均 (日数は合計)
有効測定日数		30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
L_{den} (dB)	最大	62.0	63.3	66.1	66.7	63.6	64.5	63.0	65.2	65.2	62.3	62.1	63.3	-
	最小	30.7	32.9	28.9	43.7	38.9	43.8	44.0	46.0	45.8	47.9	28.9	30.3	-
	月間値	54.8	57.7	58.4	60.5	55.7	56.6	55.7	59.4	58.5	54.9	57.1	57.7	57.6
(参考) WECPNL	最大	80.1	81.5	84.4	84.4	81.5	82.3	81.1	83.3	83.0	79.0	79.9	81.4	-
	最小	42.4	44.9	43.1	59.7	57.2	61.3	61.5	62.2	64.2	66.1	41.8	42.6	-
	月間値	72.5	75.4	76.3	78.4	73.5	74.2	73.1	77.1	75.9	71.9	74.3	75.4	75.2
L_{Amax} (dB)	最大	92.0	100.3	93.3	92.7	96.5	96.1	92.6	96.9	96.3	93.3	90.9	92.2	-
	最小	69.4	71.9	79.5	86.7	84.2	87.0	80.8	83.8	82.7	83.2	68.8	81.6	-
	月間値	90.2	91.7	90.1	91.1	91.2	89.8	89.1	89.7	89.0	88.7	88.1	89.6	89.6
騒音発生回数 (回/日)	最大	41	31	62	74	30	44	50	55	77	37	48	55	-
	最小	1	1	1	1	1	1	1	1	2	6	1	1	-
	月間値	8.3	10.3	19.1	23.8	7.6	11	10.9	27.7	24.8	10.4	19.9	17.9	15.9

(注) 有効測定日数欄以外は騒音発生回数が0の日を除いた。

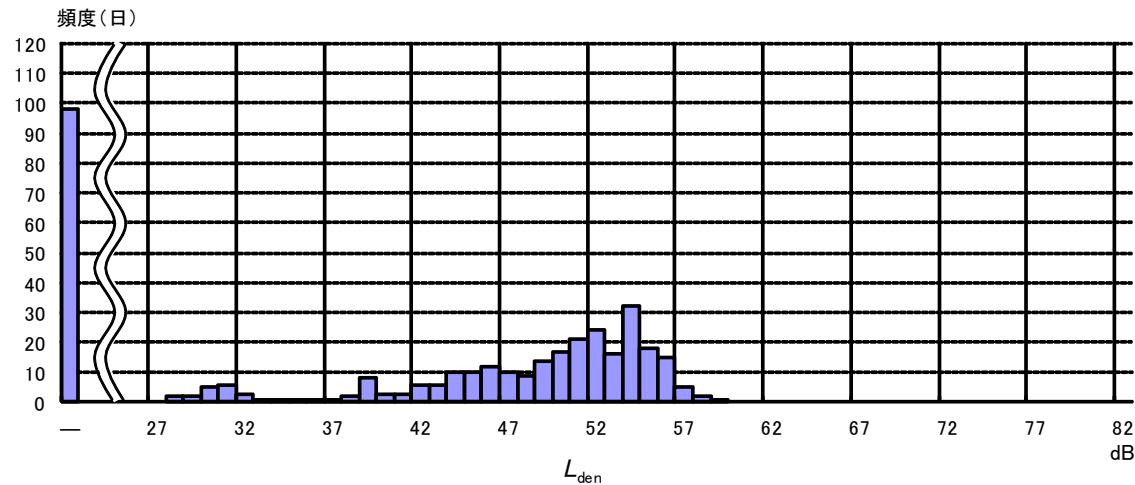
※固定測定局の月間速報値及び年間確定値については、千葉県環境生活部大気保全課のホームページ内
(<http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/souon/koukuuki/shimousa/index.html>)にも掲載されています。

(3) L_{den} が57dBを超過した日数・月数

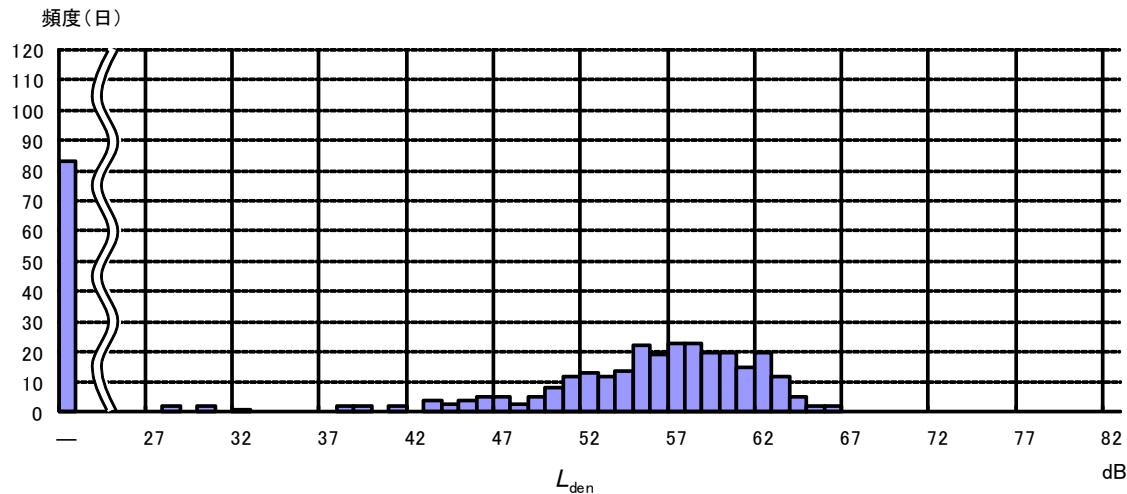
測定局名	有効測定日数	57dB超過日数	57dB超過月数
初富局	365	5	0
高柳局	365	133	6

(4) 日別Ldenの頻度分布

①初富局(初富小学校)



②高柳局(旧風早南部小学校敷地)



4 関係市による航空機騒音測定結果

自治体名	調査地点名	所在地	地域 類型	調査期間	L _{den}	WECPNL	一日当たり 平均機数
船橋市	八木が谷小学校	船橋市八木が谷 2-3-1	—	H25. 12. 4～ 12. 17	44.9	59.3	26
	丸山小学校	船橋市丸山 4-43-1	—	H26. 1. 21～2. 3	39.0	53.9	7
鎌ヶ谷市	東部学習センター	鎌ヶ谷市東道野辺 4-90-50	—	H25. 10. 28～ 11. 3	45.7	60.4	17
松戸市	松戸市 クリーンセンター	松戸市高柳新田 37	—	H25. 5. 31～6. 13	39.2	52.5	5

第3 參考資料

1 下総飛行場の概要

- (1)名 称 海上自衛隊下総航空基地
- (2)所 在 地 千葉県柏市藤ヶ谷 1 6 1 4 番地 1
(敷地は鎌ヶ谷市的一部分を含む。)
- (3)敷地面積 約 262ha
- (4)滑 走 路 長さ 2,250m × 幅 45m
- (5)主要機種 固定翼機 P-3C (対潜哨戒機)
YS-11T-A型 (練習機) ※
回転翼機 UH-60J (救難機)
※YS-11T-Aは平成23年5月をもって撤退し、他飛行場からの定期飛来機のみが存在する。

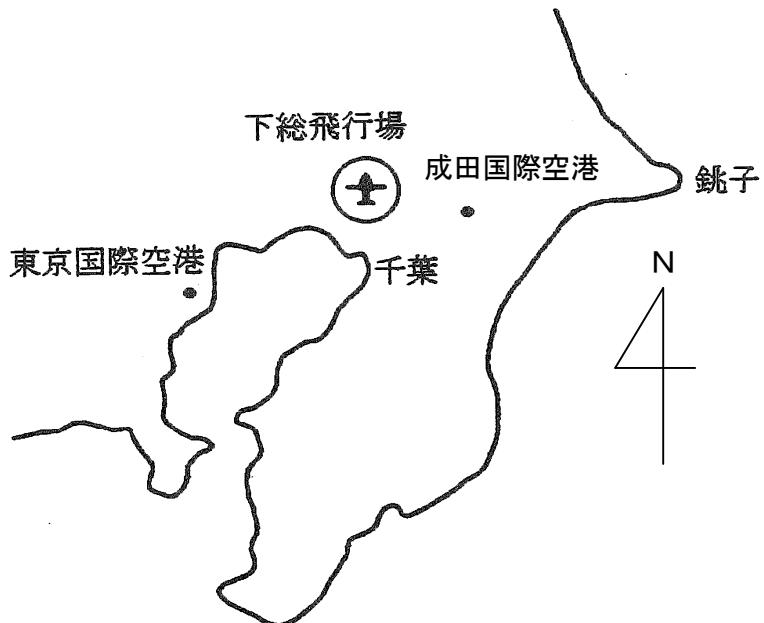
(6)運用状況

(i)飛行訓練

海上自衛隊の航空士、操縦士の教育訓練用飛行場として使用されている。
原則として土日祝日は運航せず、平日の早朝夜間も基本的には運航しない。
ただし、計画的に夜間訓練が年に数回ある。

(ii)他自衛隊との共同運用

陸上自衛隊第一空挺団が習志野駐屯地において降下訓練を行う際は、航空自衛隊所属のC-1、C-130Hが下総飛行場から飛行する。



2 経緯

昭和 7 年 頃	広大な「藤ヶ谷ゴルフ場」として知られていた
昭和 20 年 4 月	旧陸軍飛行場完成
昭和 20 年 9 月	米空軍基地として接收される
昭和 36 年 6 月	海上自衛隊が基地の全面返還を受ける
昭和 48 年 12 月	航空機騒音に係る環境基準告示（環境庁告示第 154 号）
昭和 49 年 6 月	「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」施行
昭和 56 年 10 月	「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく指定区域告示（防衛施設庁告示第 18 号）
昭和 56 年 12 月	「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」施行規則の一部改正（防音工事の助成対象区域が 80WECPNL 以上から 75WECPNL 以上の区域に拡大）
昭和 61 年 2 月	「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく指定区域の拡大を告示（防衛施設庁告示第 2 号）
昭和 61 年 4 月	県が鎌ヶ谷市及び沼南町（現・柏市）に航空機騒音固定測定局を各 1 局設置
昭和 62 年 10 月	県が固定測定局 2 局と中央処理システム（大気保全課）を公衆回線で接続し、オンライン化
昭和 63 年 11 月	県が下総飛行場周辺航空機騒音実態調査を実施（以降、毎年度調査を継続実施）
平成 3 年 11 月	「航空機騒音に係る環境基準」の地域類型指定を告示（県告示第 1017 号）
平成 8 年 1 月	知事から防衛施設庁長官及び下総教育航空群司令あて環境基準の早期達成について要請
平成 8 年 4 月	知事から環境庁大気保全局長あて、環境基準の早期達成について依頼
平成 10 年 2 月	「航空機騒音に係る環境基準」の地域類型指定を一部改正告示（県告示第 441 号）
平成 12 年 9 月	知事から防衛施設庁長官及び下総教育航空群司令あて環境基準の早期達成について要請
	知事から環境庁大気保全局長あて環境基準の早期達成について依頼

平成 14 年 2, 3 月	知事から防衛施設庁長官及び下総教育航空群司令あて環境基準の早期達成について要請 知事から環境省環境管理局長あて環境基準の早期達成について依頼
平成 14 年 12 月	知事から防衛施設庁長官及び下総教育航空群司令あて環境基準の早期達成について要請 知事から環境省環境管理局長あて環境基準の早期達成について依頼
平成 16 年 2, 3 月	知事から防衛施設庁長官及び下総教育航空群司令あて環境基準の早期達成について要請 知事から環境省環境管理局長あて環境基準の早期達成について依頼
平成 18 年 3 月	知事から防衛施設庁長官及び下総教育航空群司令あて環境基準の早期達成について要請 知事から環境省環境管理局長あて環境基準の早期達成について依頼
平成 20 年 3 月	知事から防衛大臣及び下総教育航空群司令あて環境基準の早期達成について要請 知事から環境省水・大気環境局長あて環境基準の早期達成について依頼
平成 22 年 3 月	知事から防衛大臣及び下総教育航空群司令あて環境基準の早期達成について要請 知事から環境省水・大気環境局長あて環境基準の早期達成について依頼
平成 24 年 3 月	知事から防衛大臣及び下総教育航空群司令あて環境基準の早期達成について要請 知事から環境省水・大気環境局長あて環境基準の早期達成について依頼
平成 26 年 2 月	知事から防衛大臣及び下総教育航空群司令あて環境基準の早期達成について要請 知事から環境省水・大気環境局長あて環境基準の早期達成について依頼

3 関係告示及び通知（航空機騒音に係る環境基準）

(1) 航空機騒音に係る環境基準について（新環境基準：平成25年4月1日から適用）

改正	昭和48年12月27日	環境庁告示第154号
改正	平成5年10月28日	環境庁告示第91号
改正	平成12年12月14日	環境庁告示第78号
改正	平成19年12月17日	環境省告示第114号

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、航空機騒音に係る基準について次のとおり告示する。

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

（注）Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル (L_{AE}) を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z8731 に従うものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 評価は、算式アにより1日（午前0時から午後12時まで）ごとの時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_o}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}}{10}} \right) \right\}$$

（注）i、j及びkとは、各時間帯で観測標本のi番目、j番目及びk番目をいい、
 $L_{AE,di}$ とは、午前7時から午後7時までの時間帯におけるi番目の L_{AE} 、
 $L_{AE,ej}$ とは、午後7時から午後10時までの時間帯におけるj番目の L_{AE} 、
 $L_{AE,nk}$ とは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時

間帯における k 番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、規準化時間（1秒）をいい、 T とは、観測 1 日の時間（86400秒）をいう。

算式イ

$$10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

(注) N とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。

(5) 測定は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性（LOW）を用いることとする。

3 1 の環境基準は、1 日当たりの離着陸回数が 10 回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第 2 達成期間等

1 環境基準は、公用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が 5 年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場		直ちに	
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの		
	第二種空港（福岡空港を除く。）	A 5 年以内	
	B	10 年以内	5 年以内に、70 デシベル未満とすること又は 70 デシベル以上の地域において屋内で 50 デシベル以下とすること。
成田国際空港			
第一種空港（成田国際空港を除く。）及び福岡空港		10 年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5 年以内に、70 デシベル未満とすること又は 70 デシベル以上の地域において屋内で 50 デシベル以下とすること。 2 10 年以内に、62 デシベル未満とすること又は 62 デシベル以上の地域において屋内で 47 デシベル以下とすること。

備考

- 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
- 第二種空港のうち、B とはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、A とは B を除くものをいう。
- 達成期間の欄に掲げる期間及び改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。
- 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並び

に人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。

- 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

(2) 航空機騒音に係る環境基準の一部改正について（環境省局長通知）

平成 19 年 12 月 17 日 環水大大発第 071217004 号
環境省水・大気環境局長から各都道府県知事あて

航空機騒音に係る環境基準の一部を改正する告示（環境省告示第 114 号）が平成 19 年 12 月 17 日に公布され、平成 25 年 4 月 1 日から施行される。

航空機騒音に係る環境基準（以下「基準」という。）は、昭和 48 年 12 月 27 日付け環境庁告示第 154 号をもって設定され、騒音の評価指標として WECPNL が採用されてきた。しかし、近年、騒音測定機器が技術的に進歩し、また、国際的にも騒音の評価には等価騒音レベルを基本とした評価指標が採用されている。今回の基準の改正は、このような動向を踏まえ、平成 19 年 6 月 27 日付けの中央環境審議会答申「航空機騒音に係る環境基準の改正について」（中環審第 409 号）を踏まえ、騒音の評価指標を WECPNL から時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) に改正するものである。

このような改正の趣旨にかんがみ、下記の事項に留意の上、環境基準の地域類型をあてはめる地域の指定（以下、「地域指定」という。）及びその運用に遗漏なきを期されるとともに、各関係機関と連携を図りつつ、本基準の維持、達成のための施策の実施に関し、格段の御努力をいただきたく通知する。

なお、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和 49 年 7 月 2 日環大特第 42 号環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて通知）及び「小規模飛行場環境保全暫定指針」（平成 2 年 9 月 13 日環大企第 342 号環境庁大気保全局長から各都道府県知事及び政令指定都市市長あて）は、平成 25 年 3 月 31 日をもって廃止する。

おって、関係省に対し、別添の文書を送付したので念のため申し添える。

記

第 1 改正の概要

1 評価指標について

評価指標の改正に当たっては、騒音測定機器の技術的な進歩、 L_{den} 等の等価騒音レベルを基本とした指標が国際的に採用されている状況等を総合的に勘案し、新たな評価指標を WECPNL から L_{den} に改正した。

なお、 L_{den} については、算式アにより 1 日ごとの L_{den} を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。ただし、 L_{AE} （単発騒音暴露レベル）の求め方については、日本工業規格 Z 8731 によるものとする。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}}{10}} \right) \right\}$$

（注）i、j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、j 番目及び k 番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前 7 時から午後 7 時までの時間帯における i 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,ej}$ とは、午後 7 時から午後 10 時までの時間帯における j 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,nk}$ とは、午前 0 時から午前 7 時まで及び午後 10 時から午後 12 時までの時間帯における k 番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、規準化時間（1 秒）をいい、T とは、観測 1 日の時間（86400 秒）をいう。

算式イ

$$10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

(注) N とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。

2 基準値について

基準値の設定に当たっては、まずは、現行基準レベルの早期達成を実現することが肝要であることから、騒音対策の継続性も考慮し、引き続き現行の基準値に相当するレベルとした。

3 小規模飛行場の扱いについて

今般の改正により、小規模飛行場環境保全暫定指針を統合することとし、これまで基準の適用除外とされてきた1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場についても、基準を適用することとする。ただし、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場については適用しない。

ここで、「1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場」とは、飛行場及び反復継続使用される場外離着陸場のうち1日当たりの離着陸回数が10回以下のものをいう。また、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「自衛隊等」という。）が使用する飛行場であって、自衛隊等の航空機が1年間に当該飛行場に離着陸した回数（緊急的な離着陸を除く。）を年間総日数で除した値が10以下のものをいう。

なお、「警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場」とは、警察、消防及び自衛隊等が専用に使用する飛行場をいい、また、災害派遣、航空救難等の緊急的な運航については、基準は適用されない。

第2 その他

1 地域指定について

地域指定については、「航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」（平成13年1月5日環大企第1号環境庁大臣直属課長から各都道府県知事あて）により記しているところであるが、地域指定を行ったときは、遅滞なく環境省に報告するとともに、直ちに都道府県の公報に掲載するなどにより公示し、関係住民等に周知させるよう配慮すること。

2 経過措置について

施行については、新たな評価指標である L_{den} による測定の準備に要する期間等を考慮して平成25年4月1日としたところである。貴職におかれでは、施行までに L_{den} による測定できる態勢の整備に万全を期されたい。また、施行までに L_{den} による測定が可能になった場合は、各飛行場における L_{den} の実態を把握することが重要であることから、現行の評価指標であるWECPNLによる環境基準値の評価を行うとともに、 L_{den} による調査も併せて実施することが望ましい。

3 測定について

L_{den} による測定については、航空機騒音監視測定マニュアル（仮称）の策定などを予定しており、これらについては今後別途通知する。

4 達成期間について

達成期間に示す期間は、これまでと同様に、基準が定められた昭和 48 年 12 月 27 日を起点としている。

(3) 航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定（千葉県告示）

昭和 53 年 8 月 29 日 千葉県告示第 695 号
 改正 平成 3 年 11 月 29 日 千葉県告示第 1017 号
 改正 平成 8 年 4 月 1 日 千葉県告示第 441 号
 改正 平成 13 年 5 月 11 日 千葉県告示第 592 号
 改正 平成 25 年 2 月 22 日 千葉県告示第 70 号

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定により航空機騒音に係る環境基準（昭和 48 年環境庁告示第 154 号）の地域の類型ごとに指定する地域を次のとおり定める。

地域指定

地域の類型	該当地域
I	別表第一に掲げる区域のうち、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同号に規定する用途地域の定められていない地域のうち別表第二に掲げる工業団地を除いた地域
II	別表第一に掲げる区域のうち、都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに別表第二に掲げる工業団地

別表第 1

飛行場名	区域
成田国際空港	成田市、富里市及び山武市並びに印旛郡栄町、香取郡多古町及び山武郡横芝光町及び芝山町の全域。ただし、都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた工業専用地域及び成田国際空港の敷地を除く。
東京国際空港及び木更津飛行場	木更津市及び君津市の全域。ただし、都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた工業専用地域及び木更津飛行場の敷地を除く。
下総飛行場	船橋市、柏市、鎌ヶ谷市及び白井市のうち別図第 1 に表示する実線によって囲まれた地域。ただし、都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた工業専用地域及び下総飛行場の敷地を除く。

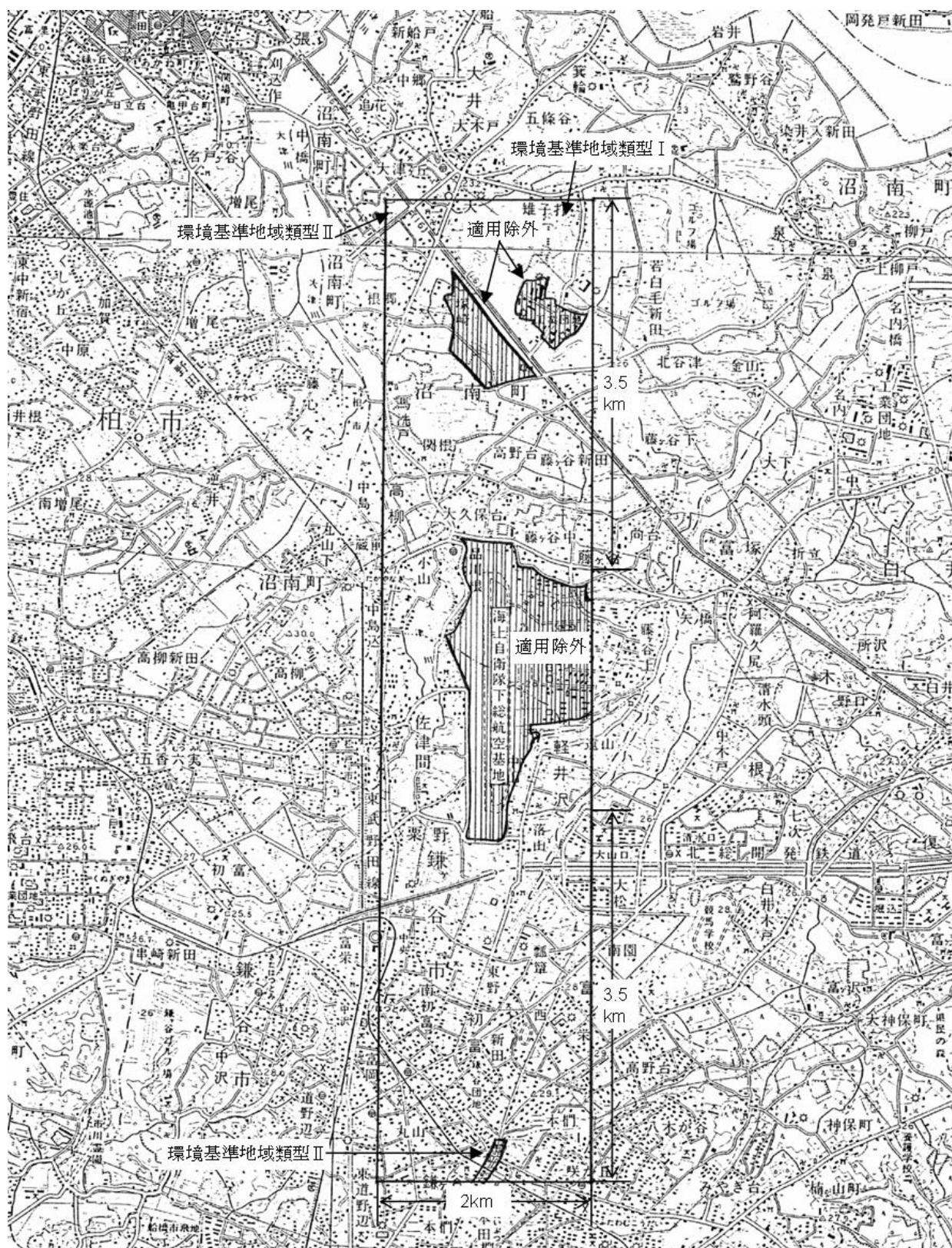
別表第2

名 称	市町村名	区 域
富里工業団地	富里市	立沢新田、十倉及び高野のうち別図第2で示す部分
松尾工業団地	山武市	上横地、松尾町借毛本郷及び松尾町下之郷のうち別図第2で示す部分
芝山工業団地 (木崎地区)	山武郡芝山町	小池のうち別図第2で示す部分

別図第2

別図第2は省略し、千葉県環境生活部大気保全課において縦覧に供する。

別図第1 下総飛行場の航空機騒音に係る環境基準地域類型指定図



(4) 航空機騒音に係る環境基準について（旧環境基準：平成25年3月31日まで）

昭和48年12月27日環境庁告示第154号

改正 平成5年10月28日環境庁告示第91号

改正 平成12年12月14日環境庁告示第78号

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、航空機騒音に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

1 環境基準は地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値（単位 WECPNL）
I	70以下
II	75以下

（注） Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

（1）測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル（計量単位 デシベル）及び航空機の機数を記録するものとする。

（2）測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。

（3）測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。

（4）評価は、（1）のピークレベル及び機数から次の算式により1日ごとの値（単位 WECPNL）を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

算 式

$$dB(A) + 10 \log_{10} N - 27$$

(注) $\overline{dB(A)}$ とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前0時から午前7時までの間の航空機の機数をN₁、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数をN₂、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数をN₃、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数をN₄、とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

(5) 測定は、計量法(平成4年度法律第51号) 第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。

3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

1 環境基準は、公用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようするものとする。

飛行場の区分		達成期間		改善目標
新設飛行場		直ちに		
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの			
	第二種空港 (福岡空港を除く。)	A	5年以内	
		B	10年以内	5年以内に、85WECPNL未満とすること 又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。
新東京国際空港				
第一種空港(新東京国際空港を除く。)及び福岡空港		10年をこえる期間内に可及的速やかに		1 5年以内に、85WECPNL未満とすること 又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 2 10年以内に、75WECPNL未満とすること 又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。

備 考

- 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
- 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
- 達成期間の欄に掲げる期間及び改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

- 2　自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
- 3　航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

(5) 航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について（環境庁局長通知）

(改訂前；平成25年度一部改訂)

平成13年1月5日 環大企第1号

環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて

航空機騒音に係る環境基準等の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準が下記のとおり定められたので、通知する。

記

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第号）の制定により、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、環境基本法第16条第1項の基準についての同条第2項の規定による地域の指定に関する事務は、その地域が属する都道府県知事が処理するものとされた。このうち、同法第40条の2及び同条の規定に基づく「環境基準に係る地域又は水域の指定の事務に関する政令」（平成5年政令第371号）第2条の規定により、交通に起因して生ずる騒音に係る地域の指定に関する事務は、都道府県知事が地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務として行うこととされた。都道府県知事が事務を行う際には、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月環境庁告示第154号）に定めるほか、別添により地域の類型を当てはめて、その指定を行わわれたい。

別添

航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について

- 1 環境基準の地域類型をあてはめる地域は、航空機騒音から通常の生活を保全する必要がある地域とすること。したがって、工業専用地域、原野、海上等は地域類型のあてはめを行わないものとすること。

なお、「航空機騒音」とは、ターボジェット発動機、ターボファン発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機又はピストン発動機等を主な動力とする航空機の航行に伴って発生する騒音をいうこと。

- 2 地域類型のあてはめに際しては、当該地域の土地利用等の状況を勘案して行うこと。この場合において、都市計画法（昭和43年法律100号）に基づく用途地域が定められている地域にあっては、原則として、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を類型Iにあてはめるものとし、その他を類型IIにあてはめるものとすること。また、用途地域が定められていない地域にあっては、現在及び将来の土地利用状況を勘案し、現在市街化している地域又は将来の市街化が予定されている地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に相当する地域を類型Iにあてはめる等用途地域が定められている地域に準じてあてはめを行うこと。

- 3 地域指定の見直しは、おおむね5年ごとに土地利用等の状況の変化に応じて行うとともに、土地利用計画（土地基本法（平成1年法律第84号）第11条第1項に規定する土地利用計画をいう。以下同じ。）上の大幅な変更があった場合にも速やかに行うこと。
- 4 「航空機騒音に係る環境基準について」の第1の3中「1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場」とあるのは、公用飛行場であって、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第16項に規定する航空運送事業の用に供されるもの又は操縦の練習の用に供されるものに限る。）が1年間に当該飛行場に離着陸した回数を年間総日数で除した値が10以下のもの及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「自衛隊等」という。）が使用する飛行場であって、自衛隊等の航空機が1年間に当該飛行場に離着陸した回数（緊急的な離着陸を除く。）を年間総日数で除した値が10以下のものをいう。
- 5 「航空機騒音の環境基準について」の第1の3中「離島にある飛行場」とあるのは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域が存する離島、沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）第2条第2項に規定する離島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島にある飛行場をいう。
- 6 「航空機騒音に係る環境基準について」の第2の1の表の既設飛行場の項中「これに準ずるもの」とあるのは、空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港及び自衛隊等が使用する飛行場を除く飛行場並びに航空法第79条ただし書の規定により運輸大臣の許可を受けた離着陸の場所であって、反復して使用されるものをいう。

(6) 航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準の改正について（環境省局長通知）

（平成 25 年 4 月 1 日から適用）

平成 21 年 8 月 28 日 環水大大発第 090828001 号
環境省水・大気環境局長から各都道府県知事あて

航空機騒音に係る環境基準（以下「環境基準」という。）の類型を当てはめる地域の指定については、従来から「航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準」（平成 13 年 1 月 5 日付け環大企第 1 号。以下「処理基準」という。）により、その処理の基準を通知し、実施されてきたところである。

今般、「航空機騒音に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 19 年 12 月環境省告示第 114 号）により、騒音の評価指標が WECPNL から時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) に改正されたことに伴い、処理基準の別添「航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について」の 1、4、5 及び 6 の全部を下記のとおり改正するので、通知する。当該事務を行うに当たっては、これに基づき適切に実施されたい。なお、本通知は平成 25 年 4 月 1 日から適用するものとする。

記

1 環境基準の地域類型を当てはめる地域は、航空機騒音から生活環境を保全する必要がある地域とすること。したがって、工業専用地域、原野、海上等は地域類型の当てはめを行わないものとすること。

なお、「航空機騒音」とは、ターボジェット発動機、ターボファン発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機又はピストン発動機等を主な動力とする航空機の運航に伴って発生する飛行騒音並びに飛行場内における航空機の運用や機体の整備に伴って発生する地上騒音をいう。

4 「航空機騒音に係る環境基準について」第 1 の 3 中「1 日当たりの離着陸回数が 10 回以下の飛行場」とは、飛行場及び反復継続使用される場外離着陸場のうち 1 日当たりの離着陸回数が 10 回以下のものをいう。また、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 2 条第 1 項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和 35 年条約第 6 号）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「自衛隊等」という。）が使用する飛行場であって、自衛隊等の航空機が 1 年間に当該飛行場に離着陸した回数（緊急時の離着陸を除く。）を年間総日数で除した値が 10 以下のものをいう。

なお、同中「警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場」とは、警察、消防及び自衛隊等が専用に使用する飛行場をいい、また、災害派遣、航空救難等の緊急時の運航については、環境基準は適用されない。

5 「航空機騒音に係る環境基準について」第 1 の 3 中「離島にある飛行場」とは、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する離島振興対策実施地域が存する離島、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する小笠原諸島にある飛行場をいう。

6 「航空機騒音に係る環境基準について」第2の1の表の既設飛行場の項中「これに準ずるもの」とあるのは、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成20年法律第75号）による改正前の空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港及び自衛隊等が使用する飛行場を除く飛行場並びに航空法（昭和27年法律第231号）第79条ただし書の規定により国土交通大臣の許可を受けた離着陸の場所であって、反復して使用されるものをいう。

(7) 航空機騒音に係る環境基準について（環境庁局長通知）

（本通知は、平成13年1月5日付け環大企第1号の通知により廃止され、測定方法等は、「技術的助言」として扱うこととされている。）

昭和49年7月2日 環大特第42号

環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて

改正 平成5年7月26日 環大企第323号・環大特第81号・環大自第66号

改正 平成5年11月18日 環大企第488号・環大特第123号・環大自第102号

航空機騒音に係る環境基準（以下単に「環境基準」という。）は、昭和48年12月27日付け環境庁告示第154号をもって設定されたところである。

環境基準は、航空機騒音につき生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい基準として公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条第1項に基づき定められたものであり、飛行場周辺における航空機騒音による被害を防止するための発生源対策、障害防止対策等の各種施策を総合的に推進するに際しての目標となるべきものである。貴職におかれでは、このような環境基準の設定の主旨にかんがみ、下記の事項に十分御留意のうえ、環境基準の地域類型をあてはめる地域の指定（以下「地域指定」という。）を行うほか、環境基準達成のための施策の実施に関し、格段の御配意を願いたく通知する。

なお、地域指定を行った場合には遅滞なく環境庁に報告されたい。

おって、環境基準達成のための施策に関して、関係各省庁に対し、別添の文書を送付したので念のため申し添える。

記

第1 地域指定

1 地域指定の権限は、公害対策基本法第9条第2項の規定に基づいて制定された「環境

基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）」

により、当該地域が属する区域を管轄する都道府県知事に委任されているので、貴職において地域指定を速やかに行うこと。

2 環境基準の地域類型をあてはめる地域は、航空機騒音から通常の生活を保全する必要がある地域とすること。従って、工業専用地域、原野、海上等は地域類型のあてはめを行わないものとすること。

3 地域類型のあてはめに際しては、当該地域の土地利用等の状況を勘案して行うこと。この場合において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域が定められている地域にあっては、原則として、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を類型Iにあてはめるものとし、その他を類型IIにあてはめるものとすること。また、用途地域が定められていない地域にあっては、現在及び将来の土地利用状況を勘案し、現在市街化している地域又は将来の市街化が予定されている地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域に相当する地域を類型Iにあてはめる等用途地域が定められている地域に準じてあてはめを行うこと。

なお、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）によって改正された用途地域に指定を受けておらず、従前の用途地域が存続している地域にあっては、従前の用途地域に基づいて地域の類型のあてはめをして差し支えないこと。この場合、地域の類型Iは第一種住居専用地域及び第二種住居専用地域に、地域の類型IIは住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域に対応するものであり、工業専用地域については地域の類型あてはめを行わないものとすること。

4 地域指定を行ったときは、直ちに都道府県の公報に掲載するなどにより公示し、関係住民に周知させるよう配慮すること。

5 地域指定の見直しは、概ね5年ごとに土地利用等の状況の変化に応じて行うとともに、土地利用計画上の大幅な変更があった場合にも速やかに行うこと。

第2 測定方法等

1 測定は、暗騒音よりピークレベルが10dB以上大きいすべての航空機騒音について、

各測定時期ごとに連續7日間行うことが原則であるが、当該時期の平均的な騒音の状況を把握するために必要かつ十分な日数としても差し支えないこと。

なお、測定の際の暗騒音とは、測定点付近における航空機騒音以外の騒音をいうものであり、このレベルがあまり変動しない場合は、一定値として扱ってもよいこと。

- 2 測定は、当該地域において環境基準の達成状況を把握し、対策を講ずる上で必要と認められる地点であって、なるべく暗騒音レベルの低い地点を選定して行うこと。

なお、適宜固定測定点を設けて航空機騒音の年次的推移を把握することが望ましいこと。

- 3 測定は、運航方法及び気象条件を勘案して、年間を通じての平均的な航空機騒音の状況が把握できる時期を選定して行うこととし、航空機騒音の状況が時期によってほとんど変化しない場合は年1回以上、かなり変化する場合は四季ごとに1回（年4回）以上行うこと。

- 4 航空機騒音の評価は、測定されたピークレベル及び機数から1日ごとのW E C P N Lの値を算出し、一年間のそのすべての値をパワー平均して行うこととするが、運航方法又は気象条件が極めて特殊な日の値は除外すること。

なお、自衛隊等が使用する飛行場の周辺における測定結果の評価に際しては、自衛隊の現地部隊等の協力を求めて災害派遣、航空救難、緊急発進等の緊急的な離着陸を把握し、当該測定結果を除外して行うこと。

第3 その他

- 1 「航空機騒音」とは、ターボジェット発動機、ターボプロップ発動機又はピストン発動機を主な動力とする航空機の航行に伴って発生する騒音をいうこと。
- 2 「1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場」とは、公共用飛行場にあっては、当該飛行場に離着陸する航空機であって、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第17項に規定する航空運送事業の用に供されるもの又は操縦練習の用に供されるものの年間総離着陸回数を年間日数で除した値が10以下のものをいうこと。
- 3 「離島にある飛行場」とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域を有する離島、沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）第2条第2項に規定する離島、奄美群島振興特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島及び小笠原諸島振興特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島にある飛行場をいうこと。
- 4 「第三種空港及びこれに準ずるもの」のうち「これに準ずる」とは、空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港及び自衛隊等が使用する飛行場を除く飛行場並びに航空法第79条但書により運輸大臣が許可した離着陸場であって、反復継続して使用されるものをいうこと。
- 5 「自衛隊等」とは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいうこと。

4 特殊飛行場周辺における航空機騒音の判定手法

昭和 59 年 5 月 9 日付け環大企第 189 号で送付された「特殊飛行場周辺航空機騒音判定手法検討調査報告書」から抜すい

特殊飛行場周辺における航空機騒音の判定手法について

(1) 適用範囲

この規定は特殊飛行場のうち主としてジェット機が就航する飛行場に適用する。

(2) 特殊飛行場の特性

特殊飛行場は休日、週末に運行回数が激減する場合が多く、週日についても日によって運行回数の変動が大きい。また、運行が一定の期間に集中し、その期間だけ 1 日当たりの W E C P N L が極めて大きくなることがある。従って、短期日の測定のみによって年間平均の W E C P N L を算出することは困難である。しかし W E C P N L の平均値は 1 週間を周期として変動する場合が多い。また定期便中心の公共用飛行場における場合と同様に季節（従って風向）によって離着陸の方向が変わる場合が多く、W E C P N L の季節による変化も若干認められる。

(3) 特殊飛行場周辺地域に対する航空機騒音の測定・評価方法

上で述べたように特殊飛行場については、運行回数の変動が大きく、平均的な飛行状況をとらえにくい。このような飛行場の周辺地域において、短期間の測定により航空機騒音の状況を、環境基準に照らして測定・評価しようとする場合には次によるものとする。

飛行場ごとに基準地点を設定し、基準地点においては年間連続測定を実施する。任意測定地点における測定は原則として 2 週間とし、W E C P N L の 2 週間平均値（パワー平均）を求め、同じ期間の基準地点における W E C P N L （2 週間平均値）との差を算出する。

基準地点における年間平均 W E C P N L に上で計算した差を加えて、（プラスの場合とマイナスの場合がある）任意測定地点における年間 W E C P N L の推定値とする。

ア 基準地点の位置及び基準地点における測定等

(ア) 基準地点は、原則として飛行場滑走路の両端から 1～2 Kmで飛行コース直下になるべく近い場所を各々 1点ずつ選定する。

(イ) 基準地点においては、年間連続測定を行い、WE C P N L の年間平均値、1か月平均値、2週間及び1週間平均値等を求めておく。

イ 任意地点における測定

(ア) 任意測定地点においては、2週間連続測定を実施し、期間内平均WE C P N L (パワー平均) を求める。

(イ) 次に任意測定地点に近い基準地点における(ア)と同じ期間の測定と比較して、次式により年間平均WE C P N L の推定値を算出する。

$$W_x = W_r - (W_r' - W_x')$$

W_x : 任意測定地点における年間平均WE C P N L の推定値

W_r : 基準地点における年間平均WE C P N L

W_r' : 基準地点における任意測定地点の測定期間と同時期の1日ごとのWE C P N L の期間内エネルギー平均値

W_x' : 任意測定地点における測定期間中の1日ごとのWE C P N L の期間内エネルギー平均値

(注) 1 任意測定地点における測定結果については、通常この地点に近い基準地点の測定結果と比較するが、飛行経路等から他の基準地点との相関が良いと考えられるときは、相関の良い基準地点の値と比較する。

2 基準地点における年間平均WE C P N L (W_r) は、当該年度経過の後算出されることになるが、暫定的に W_x を把握したい場合には、前年度の基準地点の W_r を用いて W_x の参考値としても良い。

ウ 任意測定地点の測定期間の選定

原則として、当該飛行場における航空機の離着陸が通常の活動に伴う期間を選定するものとする。なお、測定期間は原則として連続した2週間とするが、1週間単位であれば連続している必要はない。

エ 測定の方法

(ア) 暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル（計量単位 デシベル）及び航空機の機数を記録するものとするが、この場合、測定地点における暗騒音レベルを実施することにより平均的な暗騒音レベルを設定し、このレベルより 10 デシベル以上大きいレベルを航空機騒音の閾値レベルとして設定し、測定することとしても良い。

(イ) 測定は屋外で行うものとし、航空機以外の騒音が測定に影響を与えない場所を選定する。

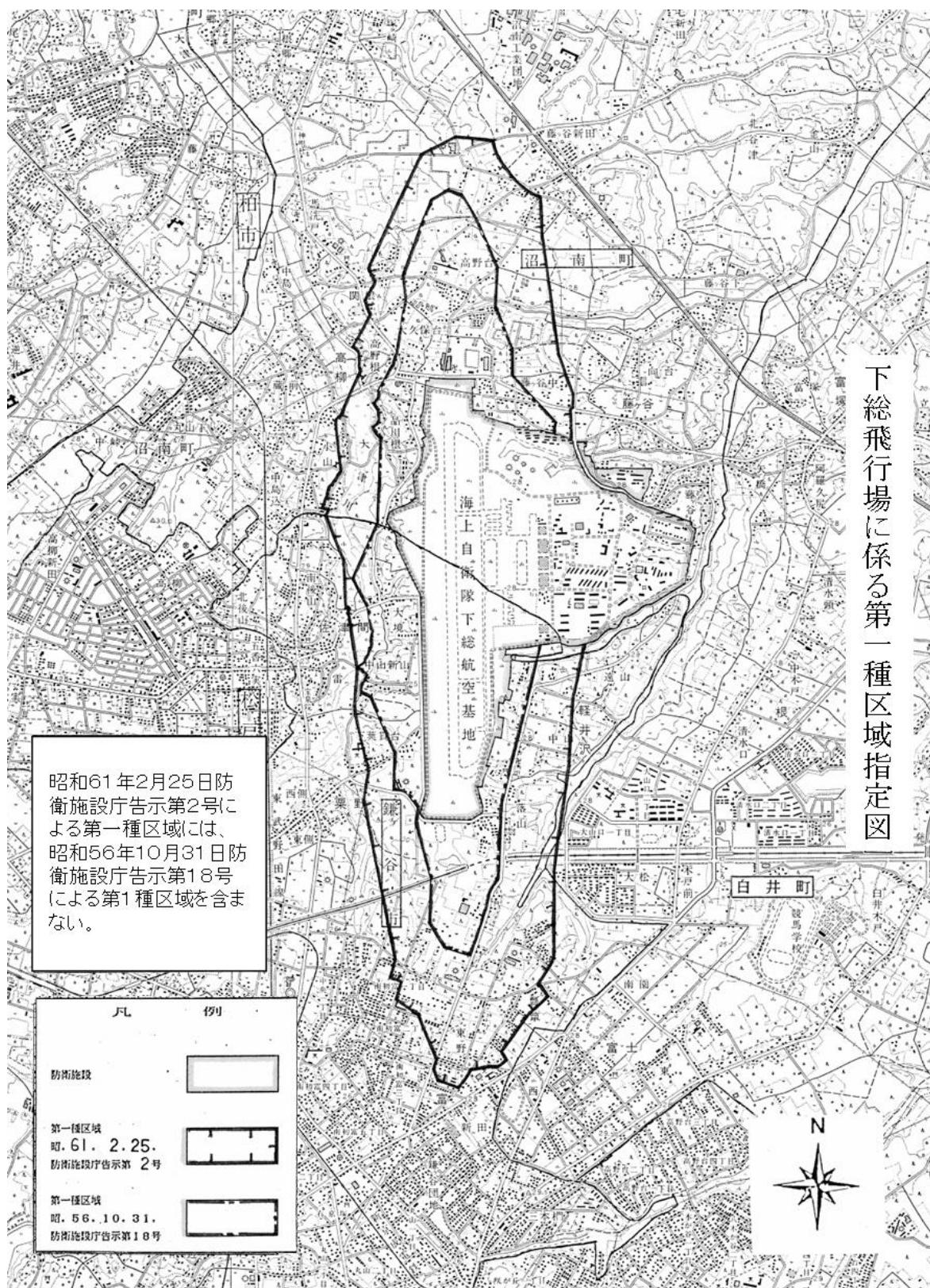
(ウ) 基準地点及び任意測定地点における測定は、航空機騒音以外の騒音を記録しないような航空機騒音識別機能を持った自動測定器を用いても良い。

オ 評価に当たっての留意事項

以上の方針により算出された任意測定地点における年間平均W E C P N Lの推定値を環境基準に照らして評価する場合には、飛行経路等について任意測定地点と基準地点の対応が適切であるか否かを確認したうえで行う必要がある。

また、本方式は種々の飛行経路が存在するうえに各々の飛行経路にばらつきが多く、1日ごとのW E C P N Lの変動が大きい地点における年間平均値を、当該地点の短期間の測定値と基準地点における通年の測定値を基に推定するという方法をとっているため、推定値の精度はおのずから限定され、その誤差は飛行場により、また年度により変化する。今回の調査で検討した地点についてみると、その誤差は1～3デシベルになっている。しかし、測定地点ごとの2週間値の標準偏差よりその誤差は小さくなっている。

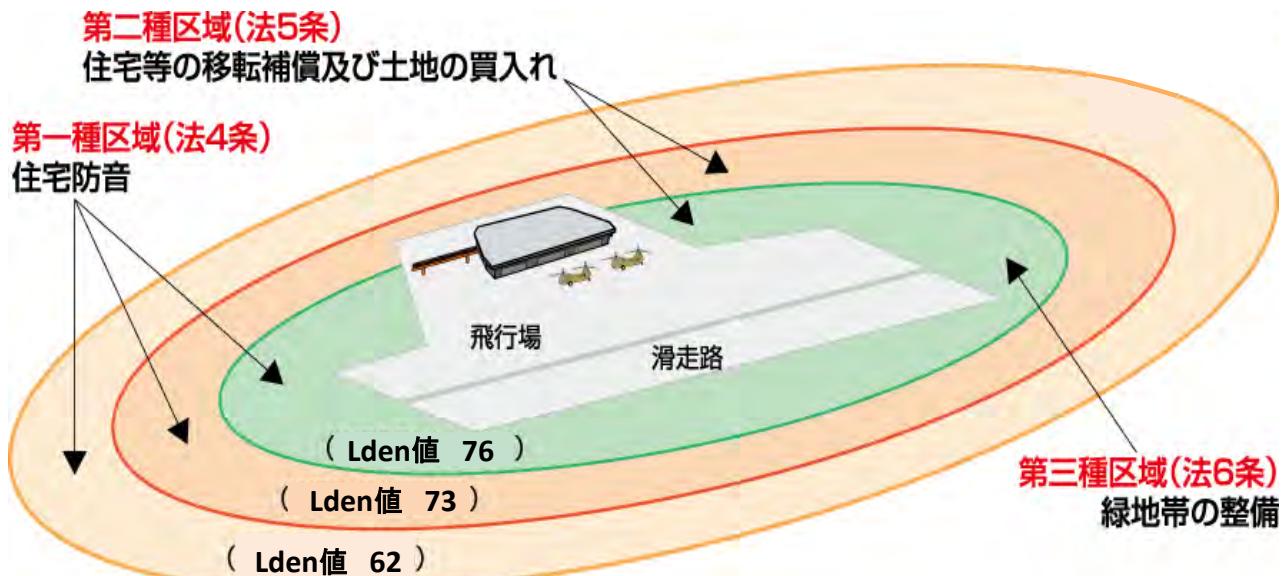
5 防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律に基づく騒音区域図



防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則 (昭和49年総理府令第43号)の一部改正について

- 航空機騒音に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第154号)の一部改正により、航空機騒音に係る評価指標が加重等価継続感覚騒音レベル（WECPNL）から時間帯補正等価騒音レベル（Lden）に変更されたことに伴い、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則について一部改正を行いました。
- 本改正により、住宅防音工事等の対象区域である第一種区域、第二種区域及び第三種区域（以下「第一種区域等」という。）の指定に係る算定方法及び値は、時間帯補正等価騒音レベルによるものになり、**平成25年4月1日以後の第一種区域等の指定について適用します。**

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)
に基づく住宅防音及び移転補償等の対象区域



※時間帯補正等価騒音レベル（Lden）

夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した1日の等価騒音レベル

手賀沼

1:50,000

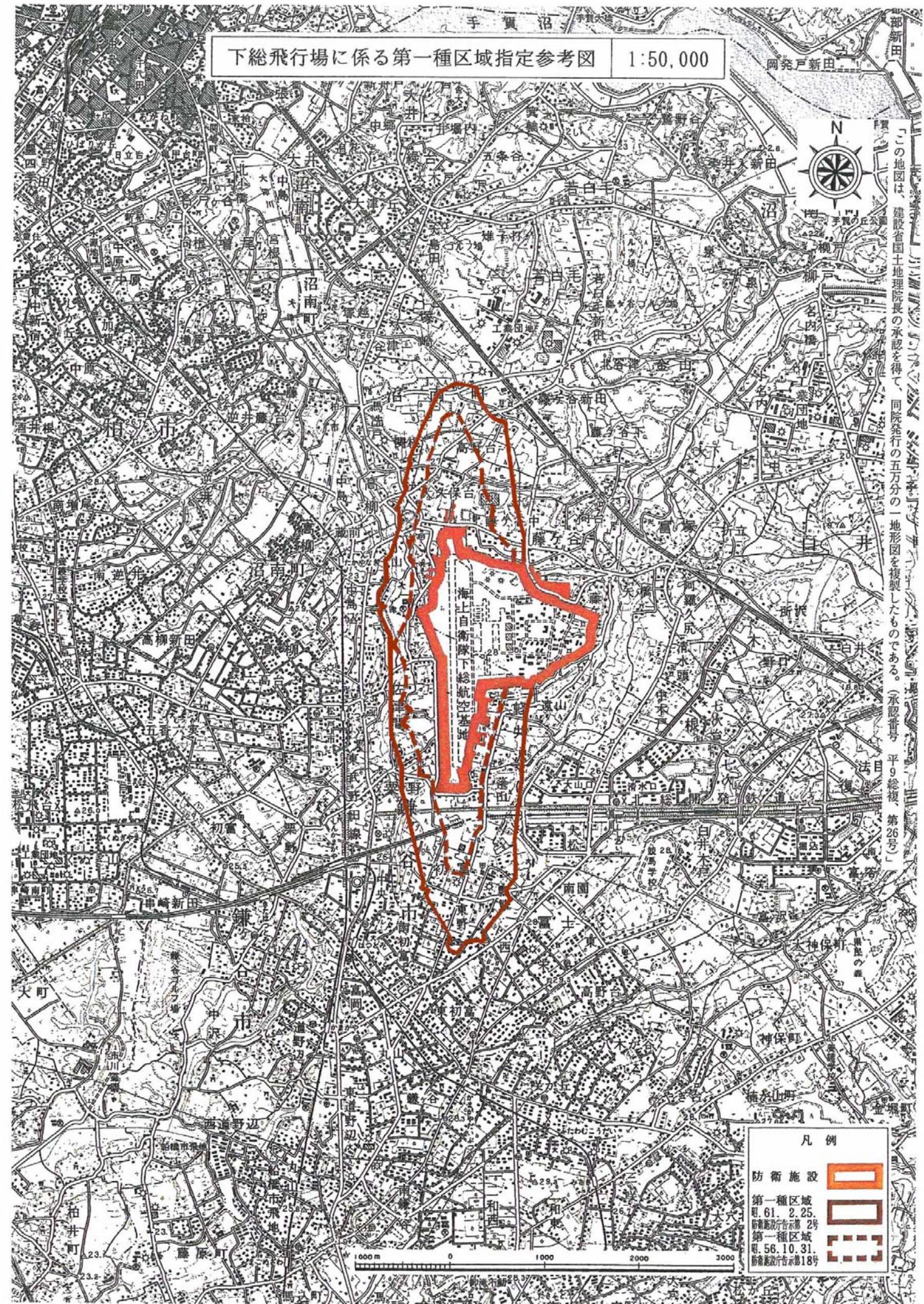
下総飛行場に係る第一種区域指定参考図

岡発戸新田



「この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の五万分の一地形図を複製したものである。(承認番号 平9総規、第26号)」

平9総規、第26号



凡例

防衛施設

第一種区域

昭61.2.25.

防衛施設告添 2号

第一種区域

昭56.10.31.

防衛施設告添 18号



6 用語の説明

① L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル)

個々の航空機騒音の L_{AE} (単発騒音暴露レベル) に夕方 (午後 7 時～午後 10 時) の L_{AE} には 5 デシベル、深夜・早朝 (午後 10 時～午前 7 時) の L_{AE} には 10 デシベルを加え、1 日の平均を次式により算出したもの。

算出式

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{\text{AE},di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{\text{AE},ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{\text{AE},nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

$L_{\text{AE},di}$: 午前 7 時から午後 7 時までの i 番目の L_{AE}

$L_{\text{AE},ej}$: 午後 7 時から午後 10 時までの j 番目の L_{AE}

$L_{\text{AE},nk}$: 午前 0 時から午前 7 時及び午後 10 時から午後 12 時までの k 番目の L_{AE}

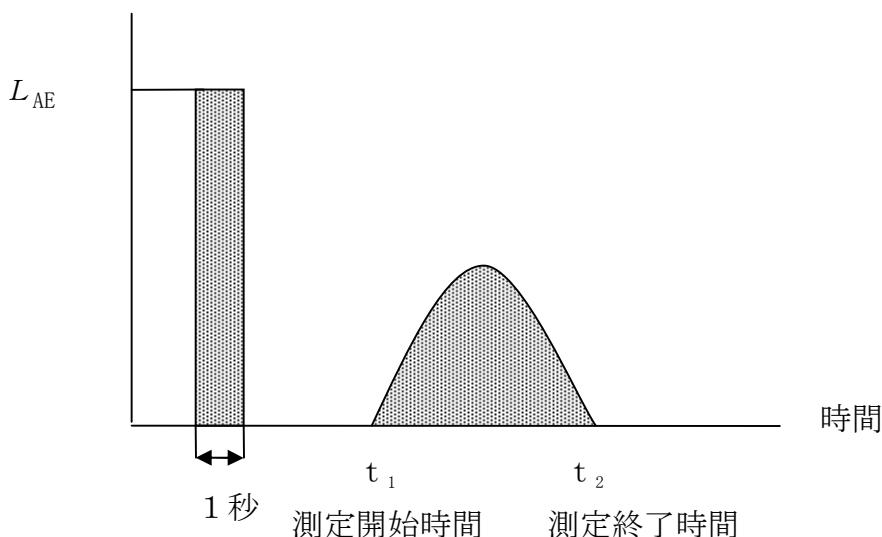
T_0 : 1 秒

T : 86,400 秒 (=24 時間=1 日)

② L_{AE} (単発騒音暴露レベル)

単発的に発生する騒音の全エネルギーと等しいエネルギーを持つ継続時間 1 秒の定常音の騒音レベル

騒音レベル



③ W E C P N L (加重等価平均感覚騒音レベル)

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level の略。航空機騒音測定、評価のために考案されたもので航空機騒音の特異性、継続時間の効果、昼夜の別等も加味した騒音のうるささの単位で、日本における「航空機騒音に係る環境基準」の評価に使用されている。

$$(算出式) \quad \overline{W E C P N L} = \overline{d B (A)} + 10 \log_{10} WN - 27$$

$\overline{d B (A)}$: ピークレベルのパワー平均値

WN (加重回数) : $N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$

N_1 : 0時から 7時までの航空機騒音発生回数

N_2 : 7時から 19時までの //

N_3 : 19時から 22時までの //

N_4 : 22時から 24時までの //

④ パワー平均

騒音の大きさ（騒音レベル）は、一般には騒音計の周波数補正回路A特性で測定した値をいう。（単位は d B）

騒音の大きさは、物理量である音のエネルギーを対数で圧縮し、取り扱いやすい数値としていることから、その平均は、それぞれの騒音レベルを一度エネルギー量にもどして算術平均したうえで対数圧縮して求める。これをパワー平均という。

(計算式)

$$\overline{d B (A)} = 10 \log_{10} \left[\frac{1}{n} (10^{L_{A1}/10} + 10^{L_{A2}/10} + \dots + 10^{L_{An}/10}) \right]$$

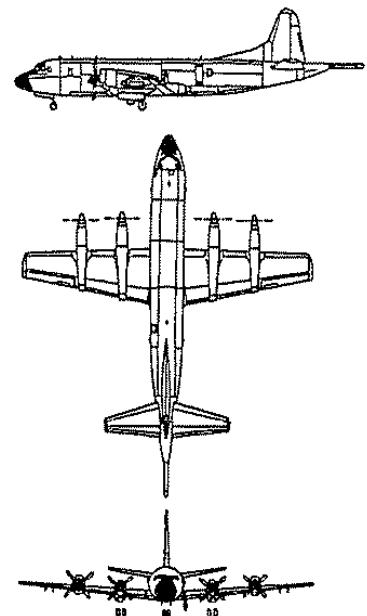
$\overline{d B (A)}$: 騒音レベルのパワー平均値

$L_{A1}, L_{A2}, \dots, L_{An}$: 1回ごとの騒音レベル

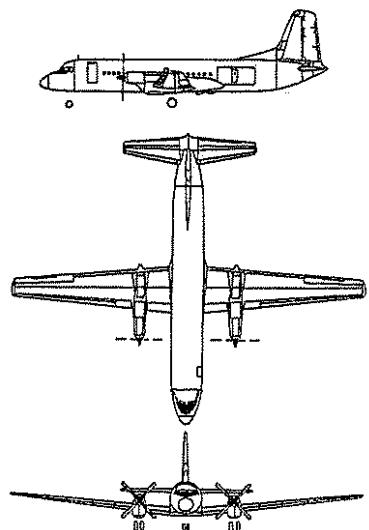
n : 騒音発生回数

7 主な航空機種

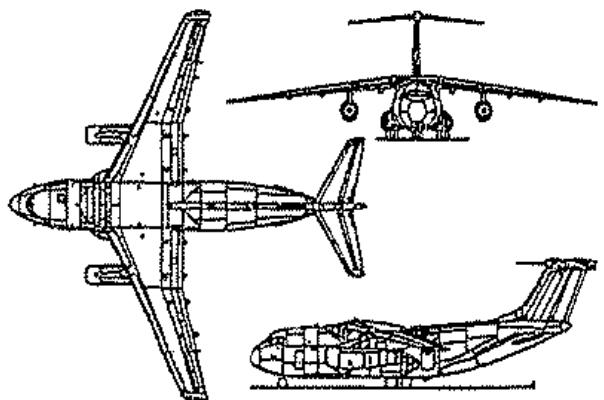
P - 3 C (全幅 30.37m, 全長 35.61m, 全高 10.27m)



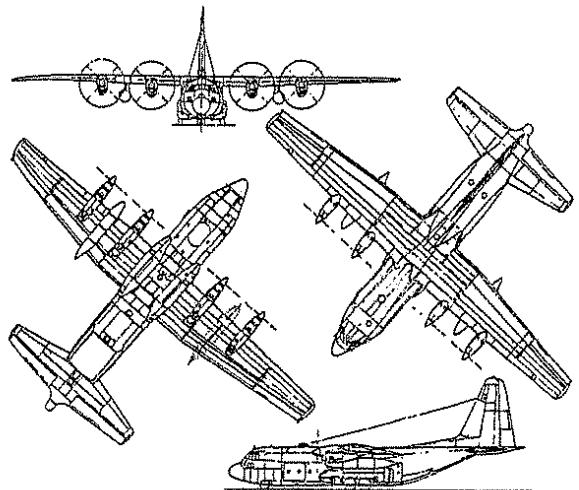
YS - 1 1 (-A) (全幅 32.00m, 全長 26.30m, 全高 8.99m)



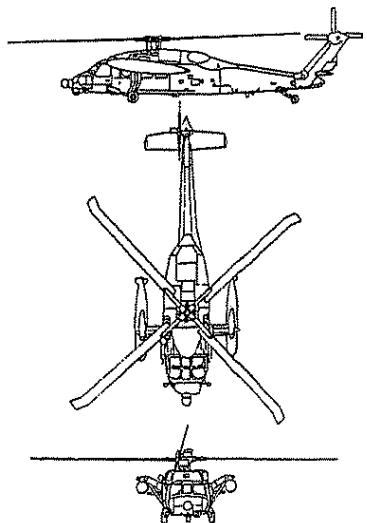
C - 1 (全幅 30.60m, 全長 29.00m, 全高 10.00m)



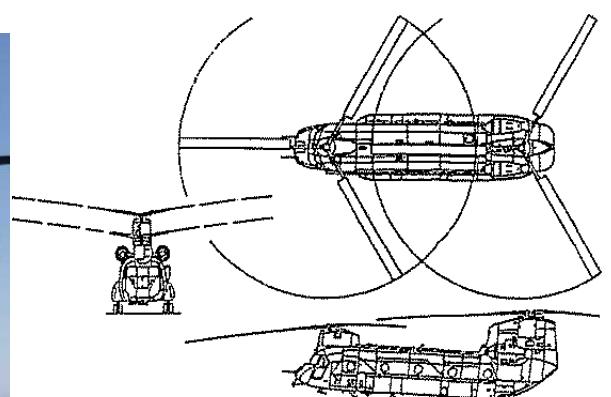
C – 1 3 0 H (全幅 40.41m, 全長 29.79m, 全高 11.66m)



U H – 6 0 J (回転翼直径 16.40m, 全長 19.80m, 全高 5.10m)



C H – 4 7 J (回転翼直径 18.29m, 全長 30.14m, 全高 5.77m)



※P-3C、YS-11 の写真は海上自衛隊ホームページ

(<http://www.mod.go.jp/msdf/formal/gallery/index.html>) より、C-1、C-130H、UH-60J、CH-47J の写真は航空自衛隊ホームページ (<http://www.mod.go.jp/asdf/equipment/>) より
転載

平成 25 年度下総飛行場周辺 航空機騒音測定結果報告書

平成 27 年 2 月
千葉県環境生活部大気保全課
特殊公害班
千葉市中央区市場町 1 番 1 号
電話 043(223)3805